

# 第1回 江の川流域水害対策協議会 次第

日時：令和4（2022）年9月27日（火） 10：00～

場所：みよしまちづくりセンター（ペペらホール）※web 併用

## 1. 開会

## 2. 挨拶

## 3. 出席者紹介

## 4. 規約について 資料-1 資料-2

## 5. 流域水害対策計画の策定について 資料-3

## 6. 各機関からの取組状況・施策等紹介 資料-4

## 7. 意見交換

## 8. 今後のスケジュール 資料-5

## 9. 閉会

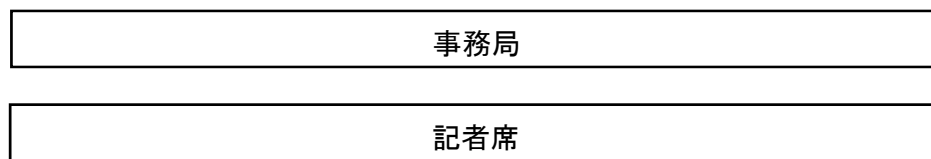
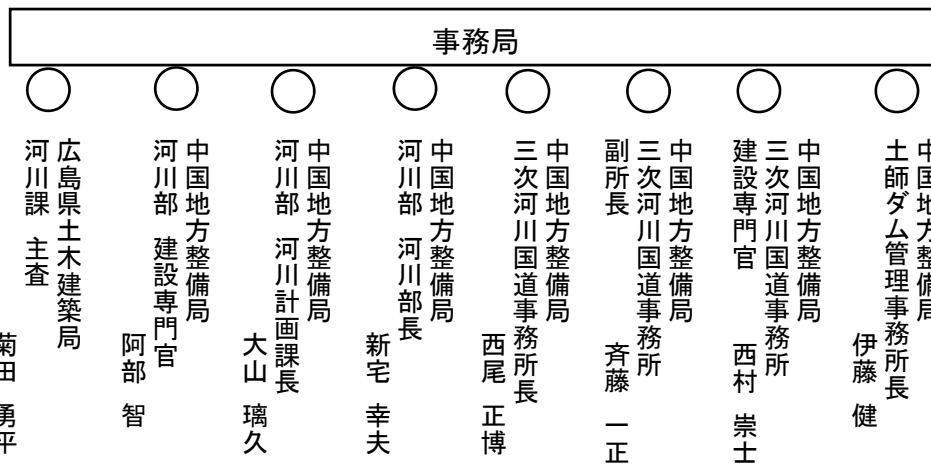
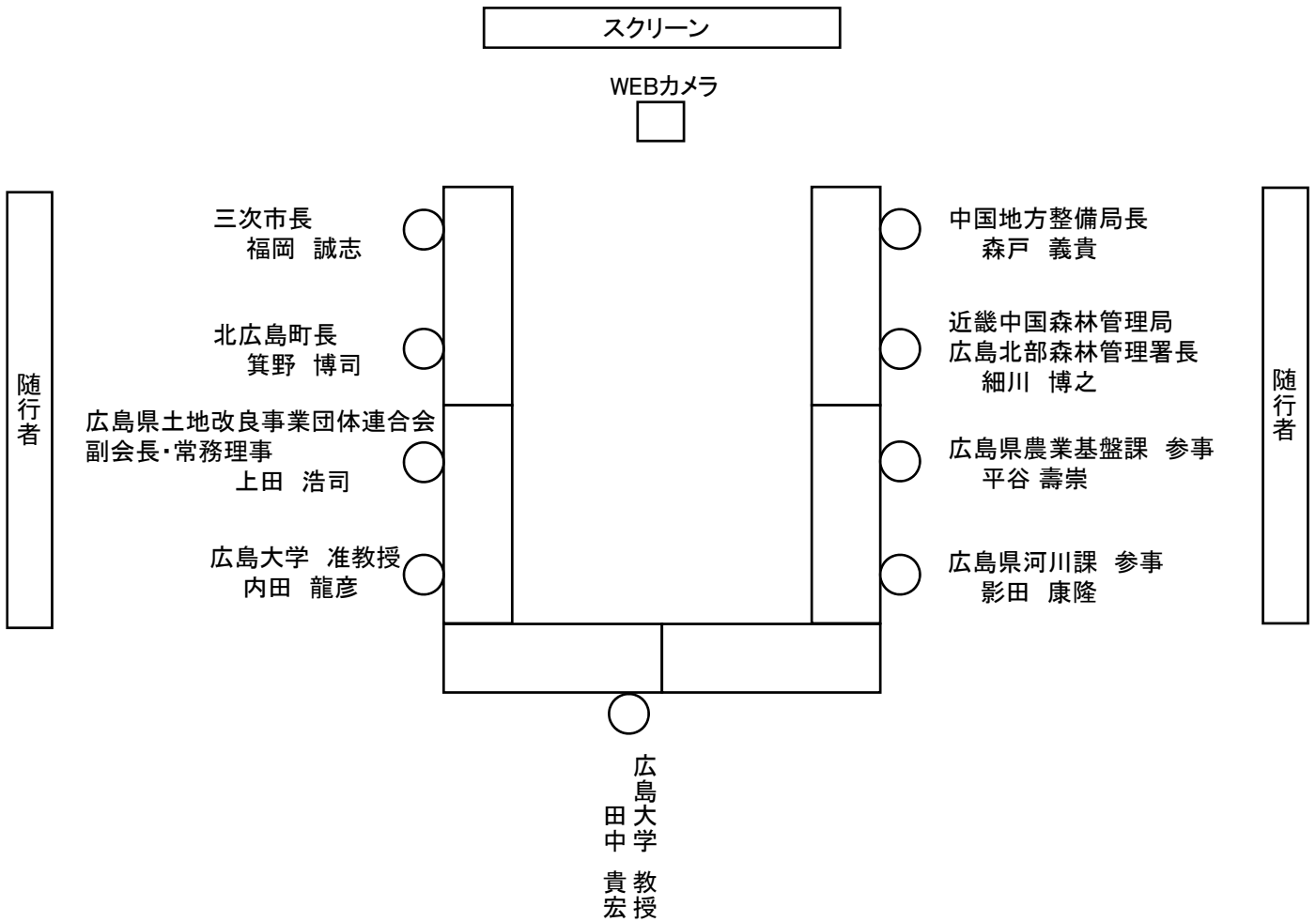
## 第 1 回 江の川流域水害対策協議会 出席者

令和 4 年 9 月 2 7 日 みよしまちづくりセンター ペペらホール

| 協 議 会 委 員      |             |                                   |                  |
|----------------|-------------|-----------------------------------|------------------|
| 機 関            | 役 職         | 氏 名                               | 備 考              |
| 中国地方整備局        | 局 長         | 森戸 義貴                             |                  |
| 広 島 県          | 知 事         | 湯崎 英彦<br>(代理) 平谷 壽崇<br>(代理) 影田 康隆 |                  |
| 広 島 市          | 市 長         | 松井 一實<br>(代理) 門出 賢太郎              | W E B 参 加        |
| 三 次 市          | 市 長         | 福岡 誠志                             |                  |
| 安 芸 高 田 市      | 市 長         | 石丸 伸二                             | W E B 参 加        |
| 北 広 島 町        | 町 長         | 箕野 博司                             |                  |
| 中 四 国 農 政 局    | 農 村 振 興 部 長 | 都築 慶剛                             | W E B 参 加        |
| 近畿中国森林管理局      | 広島北部森林管理署長  | 細川 博之                             |                  |
| 中 国 財 務 局      | 管 財 部 長     | 山崎 伸一                             | W E B 参 加        |
| 広島県土地改良事業団体連合会 | 副会長・常務理事    | 上田 浩司                             | 土地改良事業者          |
| ボウジョレーヌプロジェクト  | 代 表         | 中井 佳絵                             | 防災士<br>W E B 参 加 |
| 広島大学大学院        | 教 授         | 田中 貴宏                             | 都市計画・<br>都市防災    |
| 広島大学大学院        | 准 教 授       | 内田 龍彦                             | 河川・下水            |

# 第1回 江の川流域水害対策協議会 席次表

令和4年9月27日 みよしまちづくりセンター ペペラホール



出入口

出入口

# 特定都市河川指定の経緯

---

令和4年9月27日

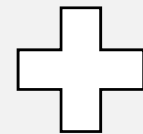
- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

## 流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

### 堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

**まず、対策の加速化**



**加えて**

### 被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

### 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模(例えば、1/10,1/30など)の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

○ 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
  - ② 被害対象を減少させるための対策
  - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- をハード・ソフト一体で多層的に進める。

## ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

**雨水貯留機能の拡大** 集水域  
[国・市、企業、住民]  
雨水貯留浸透施設の整備、  
ため池等の治水利用

## 流水の貯留

河川区域

[国・県・市・利水者]  
治水ダムの建設・再生、  
利水ダム等において貯留水を  
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]  
土地利用と一体となった遊水  
機能の向上

## 持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]  
河床掘削、引堤、砂防堰堤、  
雨水排水施設等の整備

## 氾濫水を減らす

[国・県]  
「粘り強い堤防」を目指した  
堤防強化等

## ② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/  
住まい方の工夫

[国・市、企業、住民]  
土地利用規制、誘導、移転促進、  
不動産取引時の水害リスク情報提供、  
金融による誘導の検討

**浸水範囲を減らす** 氾濫域  
[国・県・市]  
二線堤の整備、  
自然堤防の保全



## ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

**土地のリスク情報の充実** 氾濫域  
[国・県]  
水害リスク情報の空白地帯解消、  
多段型水害リスク情報を発信

## 避難体制を強化する

[国・県・市]  
長期予測の技術開発、  
リアルタイム浸水・決壊把握

## 経済被害の最小化

[企業、住民]  
工場や建築物の浸水対策、  
BCPの策定

## 住まい方の工夫

[企業、住民]  
不動産取引時の水害リスク情報  
提供、金融商品を通じた浸水対  
策の促進

## 被災自治体の支援体制充実

[国・企業]  
官民連携によるTEC-FORCEの  
体制強化

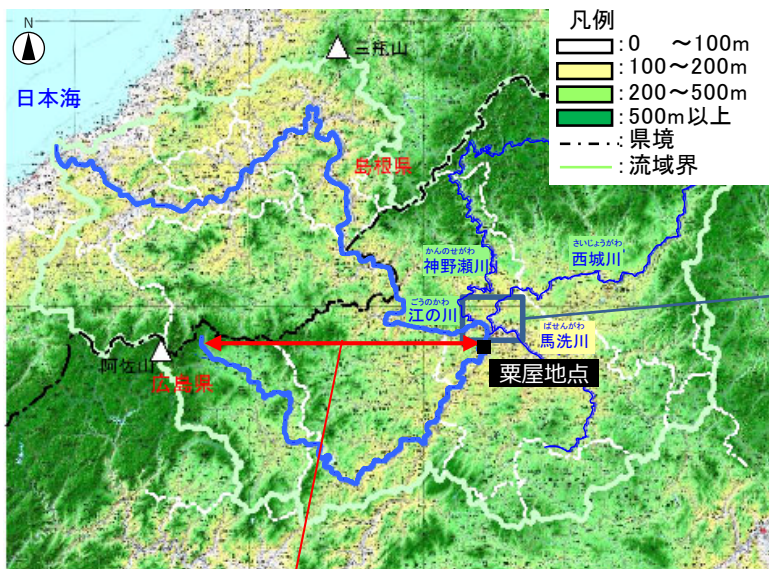
## 氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]  
排水門等の整備、排水強化

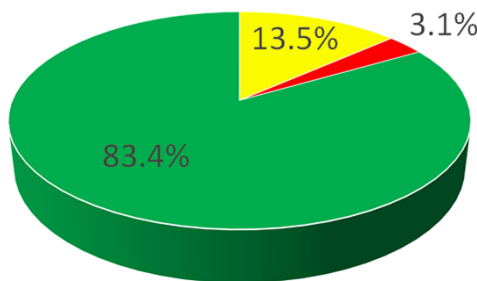
- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、**地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備**、雨水の流出を抑制するための規制、**水害リスクを踏まえ****たまちづくり・住まいづくり**等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



## 江の川上流部(広島県)の特徴



- 江の川・馬洗川・西城川の3川が合流し、人口資産が集積する三次盆地を形成
- 上流沿川は主に農地が多く集落が点在



江の川流域(粟屋地点上流) 土地利用状況 (H28)

- 上流部では、R3.8豪雨により支川合流部等で甚大な被害が発生
- 中下流部(島根県域)まで狭窄部地形が続き、狭窄部の解消は困難、上下流バランスを踏まえ下流に影響を及ぼす整備には長期間を要する

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

河川区間：江の川水系江の川他 計43河川  
流域面積：670km<sup>2</sup> (三次市、安芸高田市、北広島町、広島市の各一部)

## 近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R3.3 江の川水系 流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.5 特定都市河川浸水被害対策法の改正
- R3.8 前線性豪雨により、江の川支川多治比川の決壊や内水を含め、浸水30箇所、浸水戸数603戸の甚大な被害が発生 (上流部ではH30,R2にも浸水被害が発生)
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行 (特定都市河川を全国の河川に拡大)
- R4.3 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意

| 床上   | 床下   |
|------|------|
| 105戸 | 126戸 |

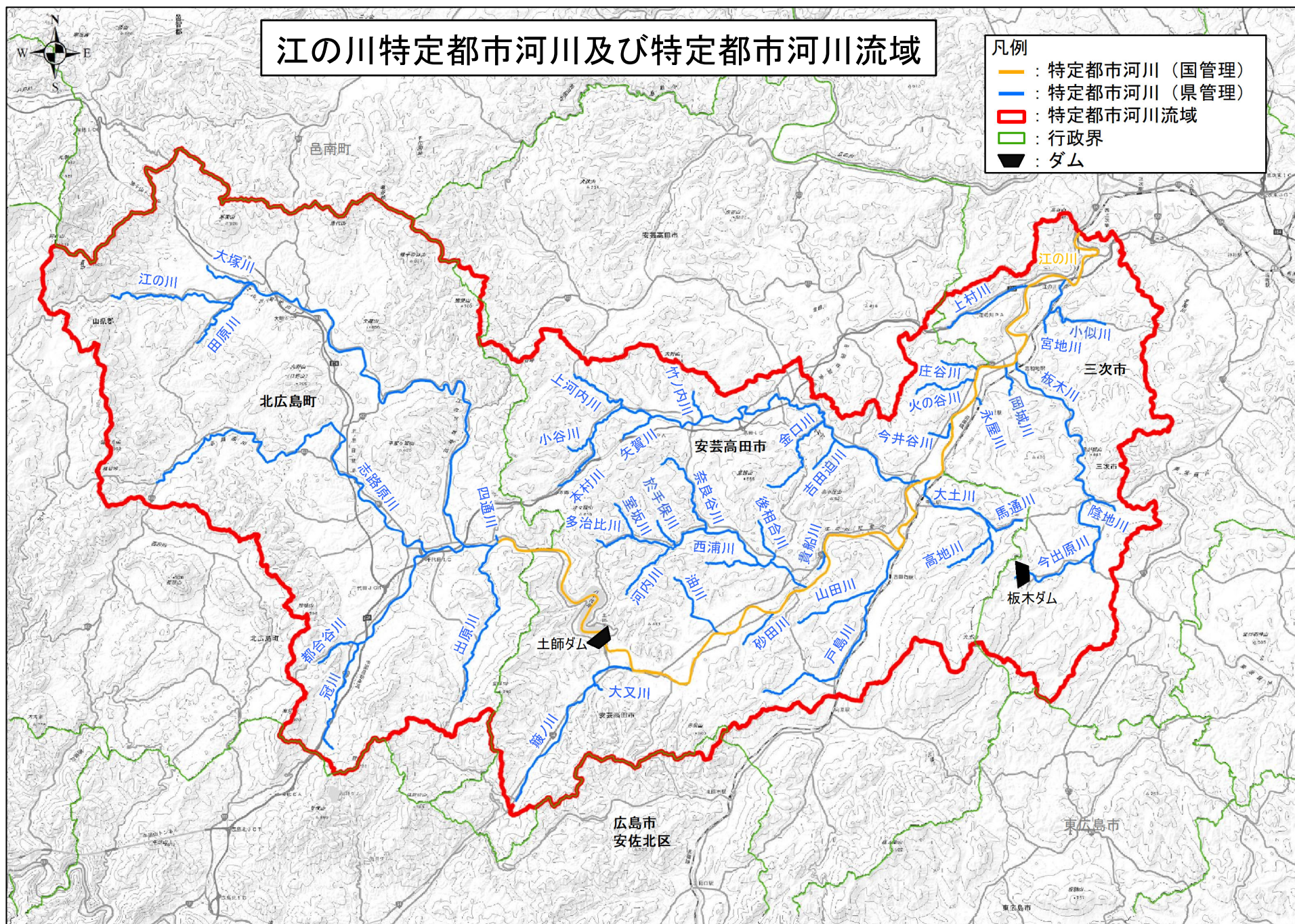


R3.8豪雨 多治比川吉田地区の浸水状況



江の川上流沿川自治体と国土交通省・広島県との意見交換会 (R4.2.16)





# 特定都市河川の指定(令和4年7月25日 官報第782号)

5 令和4年7月25日 月曜日

官 報

第782号

令和4年7月25日 月曜日

官 報

第782号

4

| 名称   | 上流端  | 下流端       |
|------|--|-----------|
| 矢賀川  | 左岸 安芸高田市美土里町本郷字聖川八百五十九番一<br>一<br>地先  | 本村川への合流点  |
| 上河内川 | 左岸 安芸高田市美土里町本郷字丸山六千三百九十番一<br>番一<br>地先<br>右岸 安芸高田市美土里町本郷字丸山六千三百九十二番二<br>地先        | 本村川への合流点  |
| 小谷川  | 左岸 安芸高田市美土里町本郷字平ヶ岡三千三百六十七番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市美土里町本郷字平ヶ岡三千四百五十五番一<br>一<br>地先 | 本村川への合流点  |
| 戸島川  | 左岸 安芸高田市向原町戸島字正力二千二百五十番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市向原町戸島字向正力二千二百五十三番二<br>地先          | 江の川への合流点  |
| 山田川  | 左岸 安芸高田市甲田町上小原字池ノ内二千三百七十八番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市甲田町上小原字池ノ内二千三百七十三番二<br>地先      | 戸島川への合流点  |
| 貴船川  | 安芸高田市吉田町貴船字貴船千七百七十三番一<br>一<br>地先<br>の国道橋下流端                                      | 江の川への合流点  |
| 多治比川 | 左岸 安芸高田市吉田町多治比字津々良四千六十一番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市吉田町多治比字津々良四千六十六番二<br>地先          | 江の川への合流点  |
| 後相合川 | 左岸 安芸高田市吉田町相合字大谷千七百七十四番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市吉田町相合字大谷千七百六十九番二<br>地先            | 多治比川への合流点 |
| 西浦川  | 左岸 安芸高田市吉田町西浦字日南山一万六千八百八十四番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市吉田町西浦字日南山一万六千八百八十五番二<br>地先    | 多治比川への合流点 |
| 奈良谷川 | 左岸 安芸高田市美土里町横田字瀬木迫四千五百三十九番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市美土里町横田字瀬木迫四千五百四十二番二<br>地先      | 多治比川への合流点 |
| 於手保川 | 左岸 安芸高田市吉田町多治比字流谷一万二千五百五十八番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市吉田町多治比字大池谷千九百八十六番二<br>地先      | 多治比川への合流点 |

| 名称   | 上流端   | 下流端  |
|------|---|--|
| 宮地川  | 左岸 三次市青河町七百一第一番一<br>一<br>地先<br>右岸 三次市青河町六百九十五番一<br>一<br>地先  | 小似川への合流点   |
| 小似川  | 左岸 三次市青河町二千八百八十八番一<br>一<br>地先<br>右岸 三次市東酒屋町字輪轆谷一万七百七十一番一<br>一<br>地先                                   | 江の川への合流点   |
| 江の川  | 左岸 山県郡北広島町筏津字猿ヶ馬場一万三百四十番一<br>一<br>地先<br>右岸 山県郡北広島町筏津字矢淵一万三百三十九番一<br>一<br>地先<br>三次市十日市町一万三百七十九番四<br>地先 | 三次市粟屋町二千二百二番一<br>一<br>地先<br>三次市十日市町一万三百七十九番四<br>地先 |
| 板木川  | 左岸 三次市三和町上板木字山崎二番一<br>一<br>地先<br>右岸 三次市三和町上板木字山崎五十四番二<br>一<br>地先                                      | 江の川への合流点   |
| 陰地川  | 左岸 三次市三和町下板木字鉢畦千七百番一<br>一<br>地先<br>右岸 三次市三和町下板木字陰地六百三十三番一<br>一<br>地先                                  | 板木川への合流点   |
| 今出原川 | 三次市三和町羽出庭字湯船山一万六千六百四十九番一<br>一<br>地先<br>六地先の町道橋下流端   | 板木川への合流点   |

○国土交通省告示第七百六十七号  
特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年六月十二日法律第七十七号)第三条第一項及び第二項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。併せて、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号)第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和四年七月二十五日  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

別表  
江の川特定都市河川

その関係図面は、中国地方整備局及び三次河川国庫事務所に備え置いて縦覧に供する。  
(図面省略)

区域 広島県広島市、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

|      |   |           |
|------|---|-----------|
| 河内川  | 左岸 安芸高田市吉田町中馬字上河内三百二十八番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市吉田町中馬字上河内三百八十三番一<br>一<br>地先    | 多治比川への合流点 |
| 室坂川  | 左岸 安芸高田市吉田町多治比字室坂八十二番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市吉田町多治比字室坂九十四番一<br>一<br>地先        | 多治比川への合流点 |
| 砂田川  | 左岸 安芸高田市吉田町小山字立通九百七十八番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市吉田町小山字立通九百七十八番二<br>一<br>地先      | 江の川への合流点  |
| 浦川   | 左岸 安芸高田市吉田町中馬字時良一千三百九十五番三<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市吉田町下根字河下添四百十四番一<br>一<br>地先    | 江の川への合流点  |
| 藤ノ川  | 左岸 安芸高田市八千代町佐々井字水無七十九番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市八千代町佐々井字水無七十九番二<br>一<br>地先      | 藤ノ川への合流点  |
| 大又川  | 左岸 安芸高田市八千代町佐々井字水無七十九番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市八千代町佐々井字水無七十九番二<br>一<br>地先      | 藤ノ川への合流点  |
| 四通川  | 左岸 山県郡北広島町南方字田中五千二百九十一番一<br>一<br>地先<br>右岸 山県郡北広島町南方字田中五千二百八十八番一<br>一<br>地先    | 江の川への合流点  |
| 出原川  | 左岸 山県郡北広島町志路原字鳥越千七百三十四番一<br>一<br>地先<br>右岸 山県郡北広島町志路原字鳥越千七百三十五番一<br>一<br>地先    | 江の川への合流点  |
| 冠川   | 左岸 山県郡北広島町本地字丸押三千五百一十一番一<br>一<br>地先<br>右岸 山県郡北広島町本地字丸押三千五百一十二番一<br>一<br>地先    | 志路原川への合流点 |
| 都合谷川 | 左岸 山県郡北広島町本地字西浦二千五百九十六番一<br>一<br>地先<br>右岸 山県郡北広島町本地字榎ヶ平一万三千三百三十八番一<br>一<br>地先 | 冠川への合流点   |
| 大塚川  | 左岸 山県郡北広島町大塚字角土二千三百三十八番一<br>一<br>地先<br>右岸 山県郡北広島町大塚字厚朴百二十三番一<br>一<br>地先       | 江の川への合流点  |
| 田原川  | 左岸 山県郡北広島町田原字横川三千二百五十五番一<br>一<br>地先<br>右岸 山県郡北広島町田原字小名原一万六千六百八十六番一<br>一<br>地先 | 江の川への合流点  |

|      |   |          |
|------|---|----------|
| 岡城川  | 左岸 三次市上志和地町七百二十五番三<br>一<br>地先<br>右岸 三次市上志和地町七百三十六番一<br>一<br>地先                  | 江の川への合流点 |
| 庄谷川  | 左岸 安芸高田市甲田町深瀬字垣谷四十三番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市甲田町下甲字大字根一万九百六十八番二<br>一<br>地先       | 江の川への合流点 |
| 火の谷川 | 左岸 三次市上川立町二千三百五十八番一<br>一<br>地先<br>右岸 三次市上川立町甲立字峯月一万四千四百一十八番二<br>一<br>地先         | 江の川への合流点 |
| 永屋川  | 左岸 三次市下川立町七百七十五番五<br>一<br>地先<br>右岸 三次市下川立町七百七十五番五<br>一<br>地先                    | 江の川への合流点 |
| 今井谷川 | 左岸 安芸高田市甲田町下甲立字河平一万百四十五番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市甲田町下甲立字榎橋一万百六十九番一<br>一<br>地先    | 江の川への合流点 |
| 大土川  | 左岸 安芸高田市甲田町高田原字馬通二百二十二番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市甲田町高田原字杉迫三千四百四十七番三<br>一<br>地先    | 大土川への合流点 |
| 高地川  | 左岸 安芸高田市甲田町上小原字西ヶ迫三千四百四十番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市甲田町上小原字西ヶ迫三千四百九十九番一<br>一<br>地先 | 大土川への合流点 |
| 本村川  | 左岸 安芸高田市美土里町本郷字桑原四千六百四十七番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市美土里町本郷字出来屋二十四番三<br>一<br>地先     | 江の川への合流点 |
| 吉田迫川 | 左岸 安芸高田市甲田町浅塚字古場六百十番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市甲田町浅塚字原山一万六千六百六十三番一<br>一<br>地先      | 本村川への合流点 |
| 金口川  | 左岸 安芸高田市吉田町多治比字室坂八十二番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市吉田町多治比字室坂九十四番一<br>一<br>地先          | 本村川への合流点 |
| 竹ノ内川 | 左岸 安芸高田市美土里町横田字竹之内九百六十三番一<br>一<br>地先<br>右岸 安芸高田市美土里町横田字竹之内九百六十五番一<br>一<br>地先    | 本村川への合流点 |

- 「流域水害対策計画」の効果的な策定・実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」を組織(法第6条)
- 「流域水害対策計画」に、雨水貯留浸透対策の強化(公共団体・民間による対策や緑地保全等)、浸水エリアとその土地利用等を位置付け

## 【流域水害対策協議会のイメージ】



● : 流域水害対策計画策定主体

## (構成員)

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

## (協議事項の例)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

➡ 構成員は協議結果を尊重

## 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」(令和3年11月1日)

### 第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

#### 2. 流域水害対策協議会制度について(特定都市河川浸水被害対策法第6条及び第7条関係)

##### (3) 協議会の構成員

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等※及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

※「河川管理者等」(法第4条参照): 指定された特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者



指定流域内において防災関係に係わりのある組織等から参画

## 江の川水系流域治水協議会

### 【目的】

気候変動等による近年頻発する激甚な水害に備え、江の川流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

### 【構成員】

江津市長、川本町長、美郷町長、邑南町長、三次市長、安芸高田市長、庄原市長、北広島町長、島根県 土木部長、農林水産部 次長、広島県 北部建設事務所長、北部建設事務所 庄原支所長、西部建設事務所長、西部建設事務所 安芸太田支所長、農林水産局 林業課長、森林保全課長、農業基盤課長、国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所長、三次河川国道事務所長、土師ダム管理所長、江の川流域治水推進室長、農林水産省中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長、林野庁近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 中国四国整備局 広島水源林整備事務所長

### 【協議事項】

- 一 江の川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- 二 河川における対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項

## 江の川流域水害対策協議会

### 【構成員】

広島県知事、広島市長、三次市長、安芸高田市長、北広島町長、中国地方整備局 局長、中国四国農政局 農村振興部長、近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長、中国財務局 管財部長、広島県土地改良事業団体連合会 副会長、中井 佳絵(防災士)、田中 貴宏(都市計画・都市防災)、内田 龍彦(河川・下水)

### 【協議会の実施事項】

- 1 江の川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
- 2 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
- 3 その他、上記計画に関して必要な事項。

上流域

中・下流域

### 江の川流域治水推進室

中国地方整備局  
建設部 用地部 河川部  
浜田河川国道事務所  
三次河川国道事務所

島根県  
広島県

江津市  
川本町  
美郷町  
邑南町

三次市  
安芸高田市

都市再生  
機構  
(UR)

河川整備の緊急的対策に係る計画（案）

今後のまちづくりや河川整備のマスタープランを策定  
(江の川流域全体を見渡す)

まちづくりと調整し、河川整備の計画を確定

まちづくりや河川整備の具体的な事業計画を策定  
(各地区毎などに策定)

河川事業の実施  
(国施行)  
詳細設計、施工

まちづくり事業の実施  
(自治体施行)  
詳細設計、施工

河川整備

技術的支援

持続可能な江の川流域生活圏の実現

## 江の川流域水害対策協議会 規約

## (名称)

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第6条に基づき組織し、「江の川流域水害対策協議会」（以下「協議会」と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい江の川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

## (協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。
- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中国地方整備局長が務める。
  - 3 協議会の招集は会長が行う。
  - 4 会長は座長を指名し、座長に協議会の運営、進行を任せることができる。
  - 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
  - 6 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

## (協議会の実施事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 2 江の川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
  - 3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
  - 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

## (会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

## (協議会資料等の公表)

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

- 第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、中国地方整備局三次河川国道事務所、土師ダム管理所および広島県土木建築局河川課で行う。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

規約は令和4年9月27日から施行する。

(別表1)

## 江の川流域水害対策協議会 委員

★印は会長  
○印は座長

- 広島県知事
- 広島市長
- 三次市長
- 安芸高田市長
- 北広島町長
- ★中国地方整備局 局長
- 中国四国農政局 農村振興部長
- 近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長
- 中国財務局 管財部長
- 広島県土地改良事業団体連合会 副会長
- 中井 佳絵 (ボウジョレーヌプロジェクト代表)
- 田中 貴宏 (広島大学大学院先進理工系科学研究科 建築学プログラム  
都市・建築計画学研究室 教授)
- 内田 龍彦 (広島大学大学院先進理工系科学研究科 社会基盤環境工学  
水工学研究室 准教授)

(敬称略)

# 流域水害対策計画の策定について

---

令和4年9月27日



国土を**整**え、全力で**備**える  
国土交通省  
中国地方整備局





# 2. これまでの主な洪水と既定計画

## 江の川における主な洪水と既定計画

**昭和20年9月(枕崎台風)** (出典:広島県災害史 島根の気象百年)  
被災家屋 1,330戸、死者1,239名 (S20は県下全域の被害)

**昭和28年 直轄改修工事に着手**  
基準地点:尾関山 計画高水流量:5,800m<sup>3</sup>/s

**昭和40年7月洪水** (出典:水害統計S20、S47を除く)  
尾関山流量 4,800m<sup>3</sup>/s  
全壊・半壊・流出家屋 100戸、浸水家屋 4,586戸 (S40以降は流域内の被害)

**昭和41年 工事実施基本計画の策定**  
(1級水系指定、直轄事業の着手)  
基準地点:尾関山(1/80年)  
基本高水のピーク流量:7,600m<sup>3</sup>/s  
計画高水流量:5,800m<sup>3</sup>/s ※既定計画(昭和28年)を踏襲

**昭和47年7月(梅雨前線)** (出典:昭和47年7月豪雨災害史)  
尾関山流量 6,900m<sup>3</sup>/s 江津(川平)流量 10,200m<sup>3</sup>/s  
家屋全半壊・一部破損 3,960戸、浸水家屋 14,063戸  
死者 22名、行方不明者 6名

**昭和48年 工事実施基本計画の改定**  
基準地点:尾関山(1/100年)、江津(1/100年)  
基本高水のピーク流量:尾関山 10,200m<sup>3</sup>/s、江津 14,200m<sup>3</sup>/s  
計画高水流量:尾関山 7,600m<sup>3</sup>/s、江津 10,700m<sup>3</sup>/s  
※流域の社会的、経済的發展に鑑み計画規模を1/100とする 計画に改定

**昭和49年3月 土師ダム竣工**  
**昭和58年7月洪水(前線)**  
尾関山流量 4,600m<sup>3</sup>/s、江津(川平)流量 7,500m<sup>3</sup>/s  
家屋全半壊・流失 206戸、浸水家屋 3,517戸  
死者 5名、行方不明者 3名

**平成11年6月洪水(前線)**  
尾関山流量 5,300m<sup>3</sup>/s、江津(川平)流量 6,300m<sup>3</sup>/s 浸水家屋 288戸  
**平成18年7月(梅雨前線)**  
尾関山流量 3,400m<sup>3</sup>/s、江津(川平)流量 6,700m<sup>3</sup>/s 浸水家屋:153戸  
**平成18年9月(台風)**  
尾関山流量 2,400m<sup>3</sup>/s、江津(川平)流量 3,200m<sup>3</sup>/s  
家屋全半壊・流失 3戸、浸水家屋:253戸  
**平成18年11月 灰塚ダム竣工**

**平成19年11月 河川整備基本方針の策定**  
基準地点:尾関山(1/100年)、江津(1/100年)  
基本高水のピーク流量:尾関山 10,200m<sup>3</sup>/s、江津 14,500m<sup>3</sup>/s  
計画高水流量:尾関山 7,600m<sup>3</sup>/s、江津 10,700m<sup>3</sup>/s

**平成22年7月(前線)**  
尾関山流量 3,700m<sup>3</sup>/s、江津(川平)流量 5,800m<sup>3</sup>/s 浸水家屋:57戸

**平成28年2月 河川整備計画の策定**  
基準地点:尾関山(1/40年)、江津(1/40年)  
整備計画目標流量(洪水調節前):尾関山 7,800m<sup>3</sup>/s、江津 11,100m<sup>3</sup>/s  
整備計画目標流量(洪水調節後):尾関山 6,800m<sup>3</sup>/s、江津 10,400m<sup>3</sup>/s

**平成30年7月(前線)**  
尾関山流量 6,400m<sup>3</sup>/s、江津(川平)流量 8,800m<sup>3</sup>/s 浸水家屋:550戸  
**令和2年7月(前線)**  
尾関山流量 5,700m<sup>3</sup>/s、江津(川平)流量 7,300m<sup>3</sup>/s 浸水家屋:126戸  
**令和3年8月(前線)**  
尾関山流量 3,500m<sup>3</sup>/s、江津(川平)流量 6,200m<sup>3</sup>/s 浸水家屋:619戸

- 昭和47年7月豪雨によって、馬洗川の左岸堤防が越水破堤するなど三次市街地をはじめとする江の川流域全域に戦後最大の被害をもたらした。
- 昭和58年7月洪水、平成22年7月洪水、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨等、浸水被害が発生している。
- 令和3年8月豪雨では、多治比川の右岸堤防が破堤するなど安芸高田市街地をはじめとする江の川上流部に甚大な浸水被害が発生した。

## 被害の状況

### 昭和47年7月豪雨

・三次市街地をはじめ、全川で甚大な被害

|            |        |                          |
|------------|--------|--------------------------|
| 流量         | 尾関山    | 約6,900m <sup>3</sup> /s  |
|            | 江津(川平) | 約10,200m <sup>3</sup> /s |
| 家屋全半壊・一部損壊 |        | 3,960戸                   |
| 家屋浸水       |        | 14,063戸                  |



### 昭和58年7月洪水

・江の川中下流部の各所で甚大な被害

|            |        |                         |
|------------|--------|-------------------------|
| 流量         | 尾関山    | 約4,500m <sup>3</sup> /s |
|            | 江津(川平) | 約7,500m <sup>3</sup> /s |
| 家屋全半壊・一部損壊 |        | 206戸                    |
| 家屋浸水       |        | 3,517戸                  |



### 平成30年7月豪雨

・江の川下流部を中心に、全川で甚大な被害

|            |        |                         |
|------------|--------|-------------------------|
| 流量         | 尾関山    | 約6,400m <sup>3</sup> /s |
|            | 江津(川平) | 約8,800m <sup>3</sup> /s |
| 家屋全半壊・一部損壊 |        | -                       |
| 家屋浸水       |        | 550戸                    |



### 令和2年7月豪雨

・江の川下流部を中心に、全川で甚大な被害

|            |        |                         |
|------------|--------|-------------------------|
| 流量         | 尾関山    | 約5,700m <sup>3</sup> /s |
|            | 江津(川平) | 約7,300m <sup>3</sup> /s |
| 家屋全半壊・一部損壊 |        | -                       |
| 家屋浸水       |        | 126戸                    |



### 令和3年8月豪雨

・江の川上流部を中心に、甚大な被害

|            |        |                         |
|------------|--------|-------------------------|
| 流量         | 尾関山    | 約3,500m <sup>3</sup> /s |
|            | 江津(川平) | 約6,200m <sup>3</sup> /s |
| 家屋全半壊・一部損壊 |        | -                       |
| 家屋浸水       |        | 619戸                    |



# 3. 「流域治水」の推進

## 江の川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

|  |   |  |   |  |  |  |
|--|---|--|---|--|--|--|
| <p>戦後最大洪水等に対応した河川の整備（見込）</p>  <p>整備率：63%<br/>(概ね5か年後)</p> | <p>農地・農業用施設の活用</p>  <p>4市町村<br/>(令和3年度末時点)</p> | <p>流出抑制対策の実施</p>  <p>0施設<br/>(令和2年度実施分)</p> | <p>山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策</p>  <p>治山対策等の実施箇所 15箇所<br/>(令和3年度実施分)<br/>砂防関連施設の整備箇所 1施設<br/>(令和3年度実施分)</p> | <p>立地適正化計画における防災指針の作成</p>  <p>0市町村<br/>(令和3年12月末時点)</p> | <p>避難のためのハザード情報の整備</p>  <p>洪水浸水想定区域 16河川<br/>(令和3年12月末時点)<br/>内水浸水想定区域 0団体<br/>(令和3年11月末時点)</p> | <p>高齢者等避難の実効性の確保</p>  <p>洪水 68施設<br/>土砂 113施設<br/>避難確保計画<br/>(令和3年9月末時点)<br/>個別避難計画 5市町村<br/>(令和4年1月1日時点)</p> |
|--|---|--|---|--|--|--|

### 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 森林整備、治山施設整備による雨水の流出抑制（広島県）  
令和元年度林地荒廃防止事業を以下の通り実施  
谷止工 1基 L=33.5m, H=7.5m  
V=722.7m<sup>3</sup>



- まちづくり事業と一体となった河川整備（川本町・島根県・国）



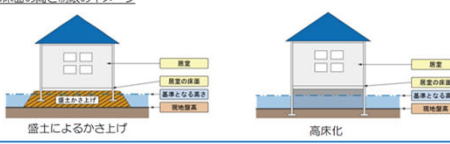
### 被害対象を減少させるための対策

- 土地利用規制について検討（三次市）  
区域内における建築行為及び開発行為に対し、居室の床面の高さを一定以上とすることや雨水流出抑制施設を設置すること等を求める条例を整備

□ 建築行為に関する浸水対策

- ・床上浸水を防止するため、建築行為届出区域で行う住宅に関する建築行為について、居室の床面の高さを制限します。
- ・基準となる高さは、エリアごとに設定します。【施行規則】

■ 居室の床面の高さ制限のイメージ



- 高台移転による持続可能な集落の創出（美郷町）



### 被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

- 中小河川の浸水想定区域図の作成（広島県）



- 自主防災組織等活動支援（安芸高田市）



- 防災・減災教育の実施（江津市）

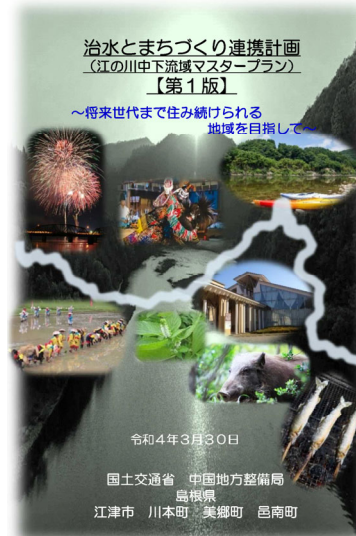
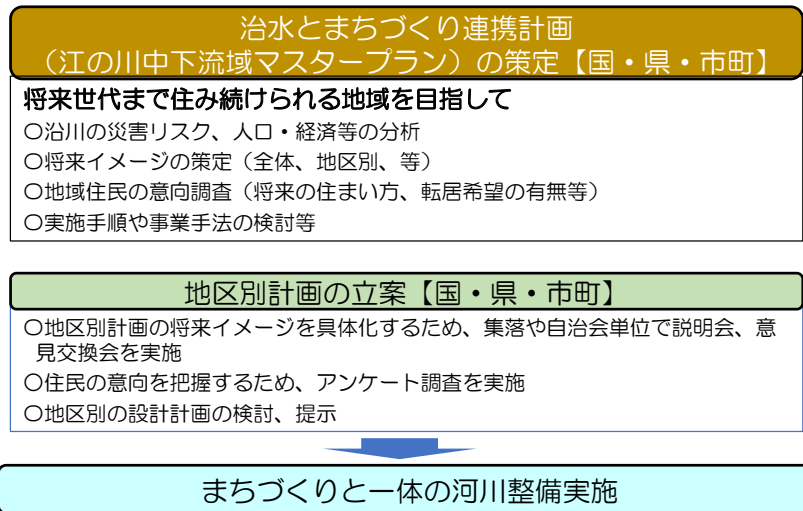


・流域治水って何 ・大雨への備え

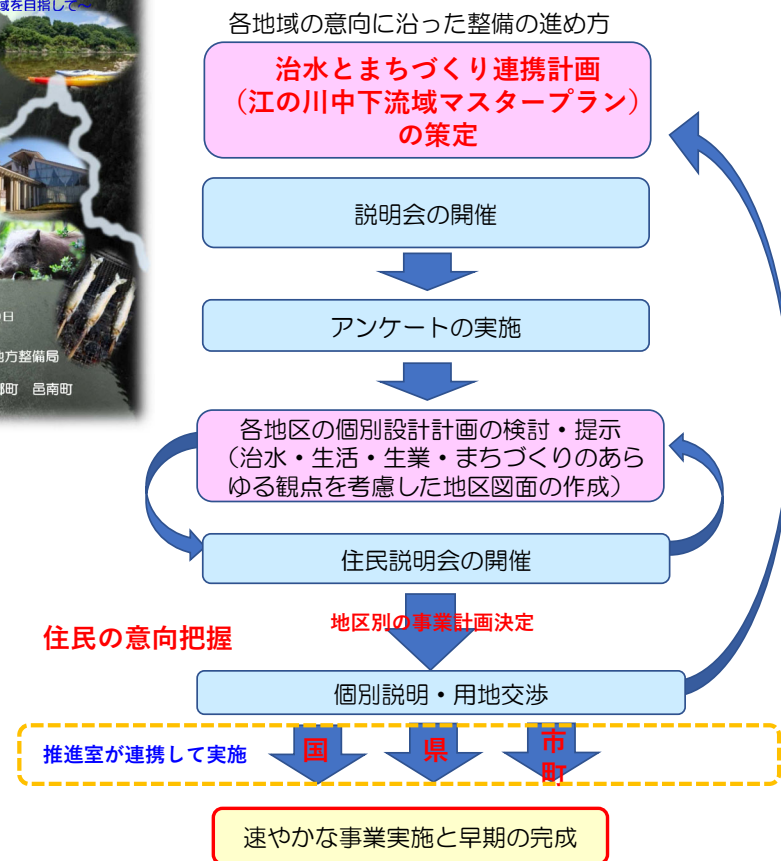
# 4. 江の川中下流における流域治水の取組

- 江の川は地形的特性による堤防整備の遅れている。一方、人口減少により、従来の治水対策による整備進捗も難しい。
- このため、江の川流域治水推進室(国土交通省中国地方整備局、島根県、江津市、川本町、美郷町、邑南町)が策定主体となり、あらゆる関係者の協働により将来世代まで住み続けられる江の川中下流域を目指す共通指針である『治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)【第1版】』を令和4年3月30日に公表しました。
- 『治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)【第1版】』では江の川中下流域としての方針及び将来像、河川整備とまちづくりを関連付けた対策イメージを具体的にとりまとめました。本計画を礎として、河川整備とまちづくりの一体的な推進に向けて、地区別の具体計画を立案します。

治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン【第1版】)  
策定及び事業実施までの流れ



【計画決定から事業まで】

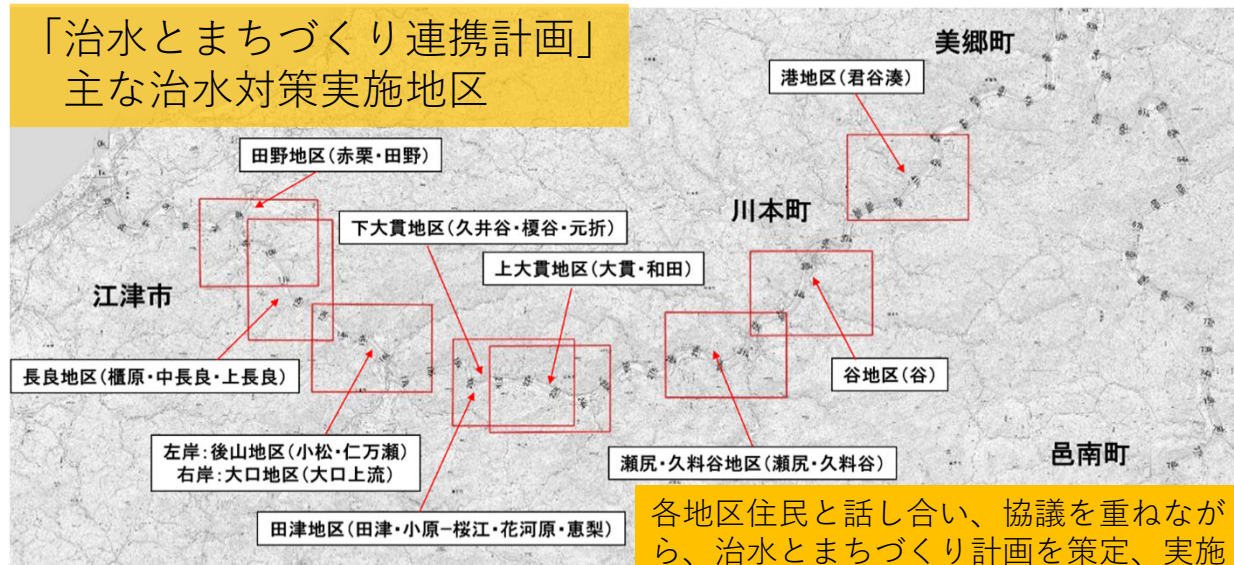


【地区別計画策定に向けての方針】

- 江の川沿川の早期の安全確保を目標に、各地区において最適な整備案を提案
- 治水対策を基本としたまちづくり計画を、生業や生活、災害時の避難等様々な観点から提案
- 現在事業中箇所については早期の完成を目指すと共に、近年の再度災害防止のため、防災対策を強化
- アンケート調査や住民説明会により合意形成を図り、住民意見を踏まえた上で、早期の治水整備・まちづくりを進める

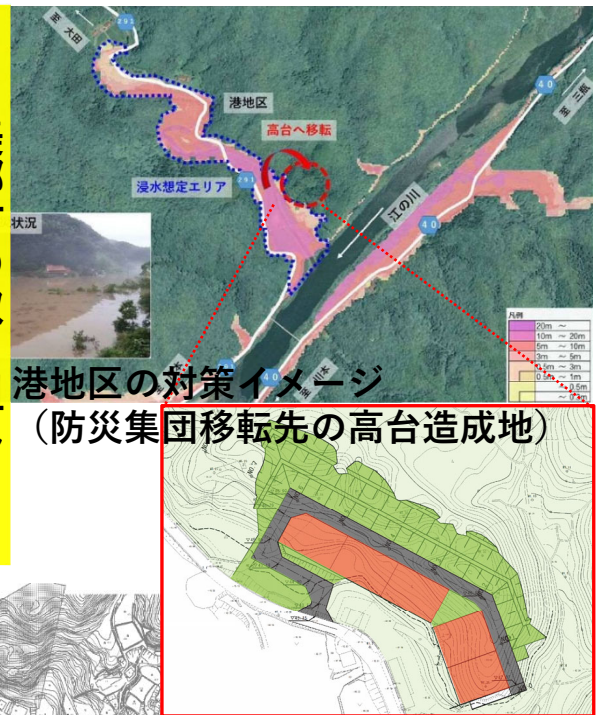
# 4. 江の川中下流における流域治水の取組

「治水とまちづくり連携計画」  
主な治水対策実施地区



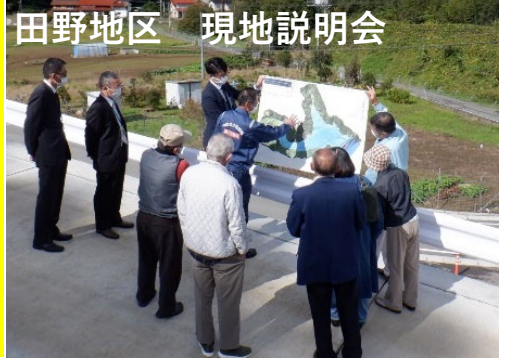
各地区住民と話し合い、協議を重ねながら、治水とまちづくり計画を策定、実施

美郷町の取り組み

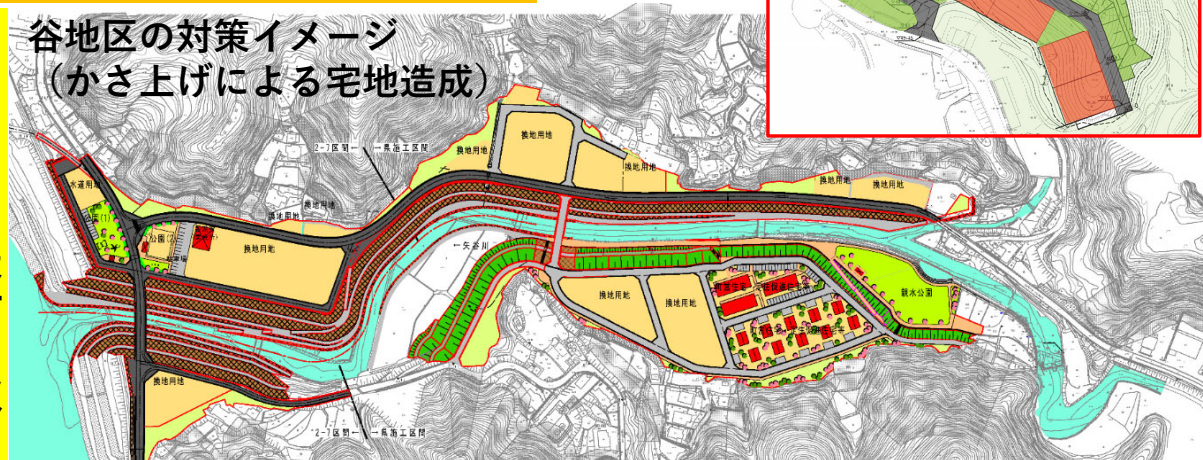


港地区の対策イメージ  
(防災集団移転先の高台造成地)

江津市の取り組み



川本町の取り組み



# 5. 江の川上流における取組

## 浸水対策重点地域緊急事業等【江の川水系多治比川】

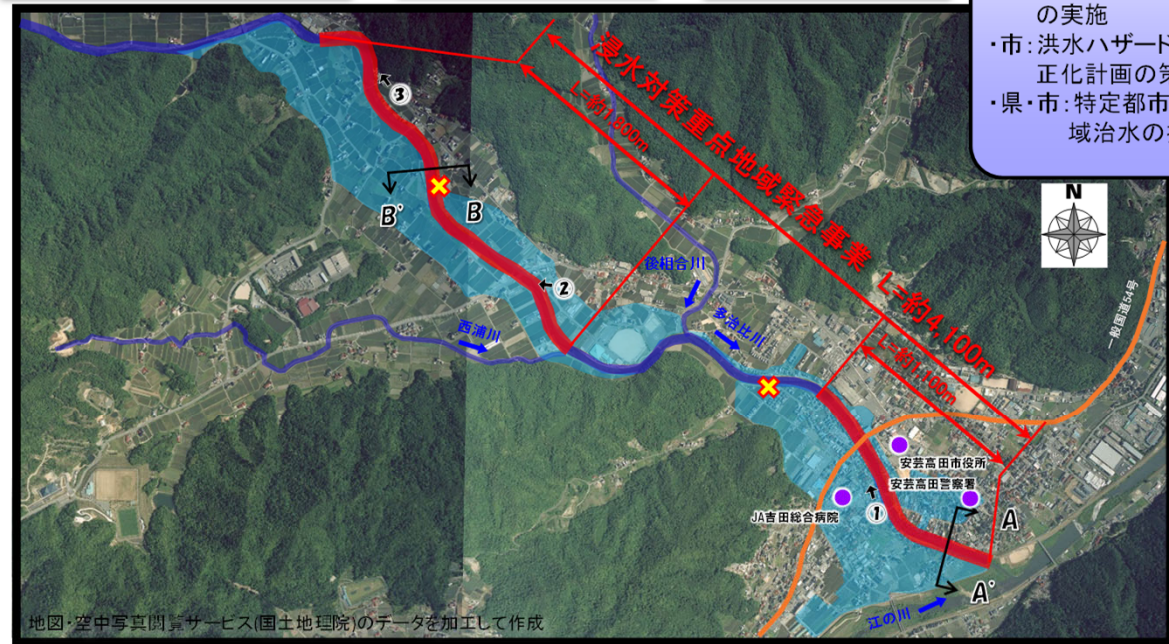
広島県安芸高田市の江の川水系多治比川では、令和3年8月洪水により、床上浸水105戸、床下浸水126戸の甚大な浸水被害が発生。このため、浸水対策重点地域緊急事業により、河道掘削、橋梁架替等の整備を実施するとともに、内水対策や土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。



- <都道府県等の独自事業>
- 県・市単独事業との連携
    - ・県: 堆積土除去、堤防かさ上げ
    - ・市: 内水対策(検討中)
  - ソフト対策
    - ・県: 中小河川の洪水浸水想定区域の指定、まるごとまちごとハザードマップの実施
    - ・市: 洪水ハザードマップの更新、立地適正化計画の策定
    - ・県・市: 特定都市河川指定等による流域治水の推進

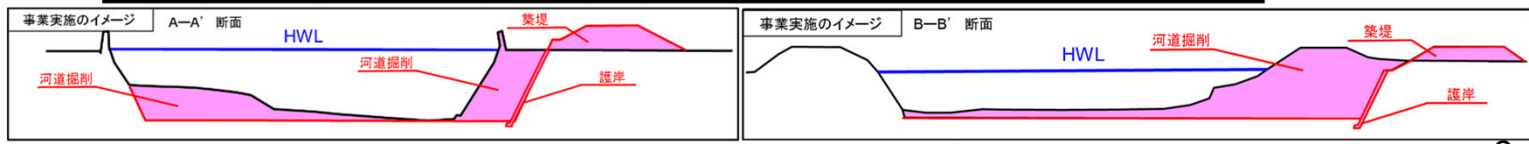
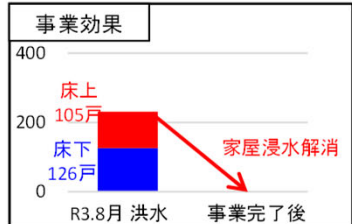
【全体計画】  
 河川名 : 一級河川 江の川水系多治比川  
 事業内容 : 河道掘削, 橋梁架替等  
 全体事業費 : 約74億円  
 事業期間 : R4~R9  
 施工地 : 安芸高田市

【令和4年度当初】  
 事業内容 : 測量設計等  
 事業費 : 130百万円(国費65百万円)



- 【凡例】
- 要配慮者施設及び官公庁
  - 浸水重点事業区間
  - (R3.8月洪水)
  - 浸水範囲
  - ✕ 破堤箇所

|         | 当該事業区間の浸水戸数(戸) |     |     |
|---------|----------------|-----|-----|
|         | 床上             | 床下  | 計   |
| R3.8月洪水 | 105            | 126 | 231 |



# 6. 特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

## 河川改修・下水道等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

## 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設**

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度  
**国有地の無償貸付又は譲与**ができる  
・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



## 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

## 保全調整池の指定

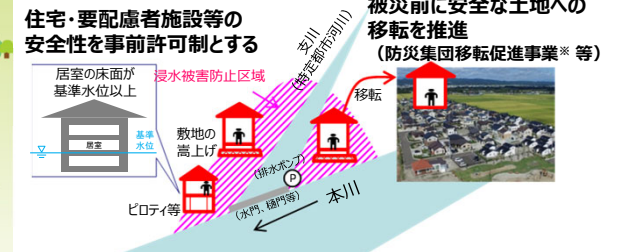
$100\text{m}^3$ 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

## 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止**（自己用住宅除く）
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住みづくりの工夫のイメージ

## 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

# 7. 江の川上流部における特定都市河川指定

## 法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

### 【流域治水対策の方針】

- 支川合流部や狭窄部等の水害リスクの高い地域を有する地形特性を踏まえ、
  - ①流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施
  - ②流域の貯留機能を最大限に保全・活用
 等により、**特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上**させる

#### ① 流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施

- ・安芸高田市中心部を流れる多治比川等において、開発等に伴う流出の抑制や土地利用規制等とあわせて実施するハード整備への予算を重点化

#### ② 流域の貯留機能を最大限に保全・活用

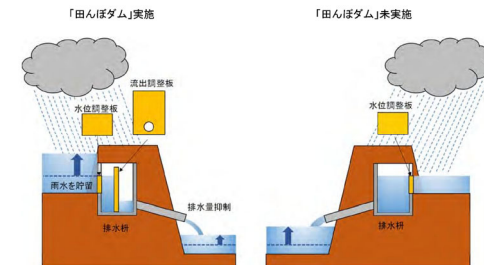
- ・開口部等の貯留機能を発揮している土地を保全
- ・水田に降った雨をゆっくりと排水する「田んぼダム」を推進
- ・流域内の既存ため池の治水活用を検討 等



江の川・多治比川の改修（安芸高田市吉田地区）



雨水貯留施設  
（三次市願万地地区）



田んぼダムを実施している水田の排水イメージ  
出典：「田んぼダム」の手引き（R4.4）

適用可能な制度

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

開発等に伴う流出増への対策の義務化  
（雨水浸透阻害行為の許可）

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫  
（浸水被害防止区域の指定）

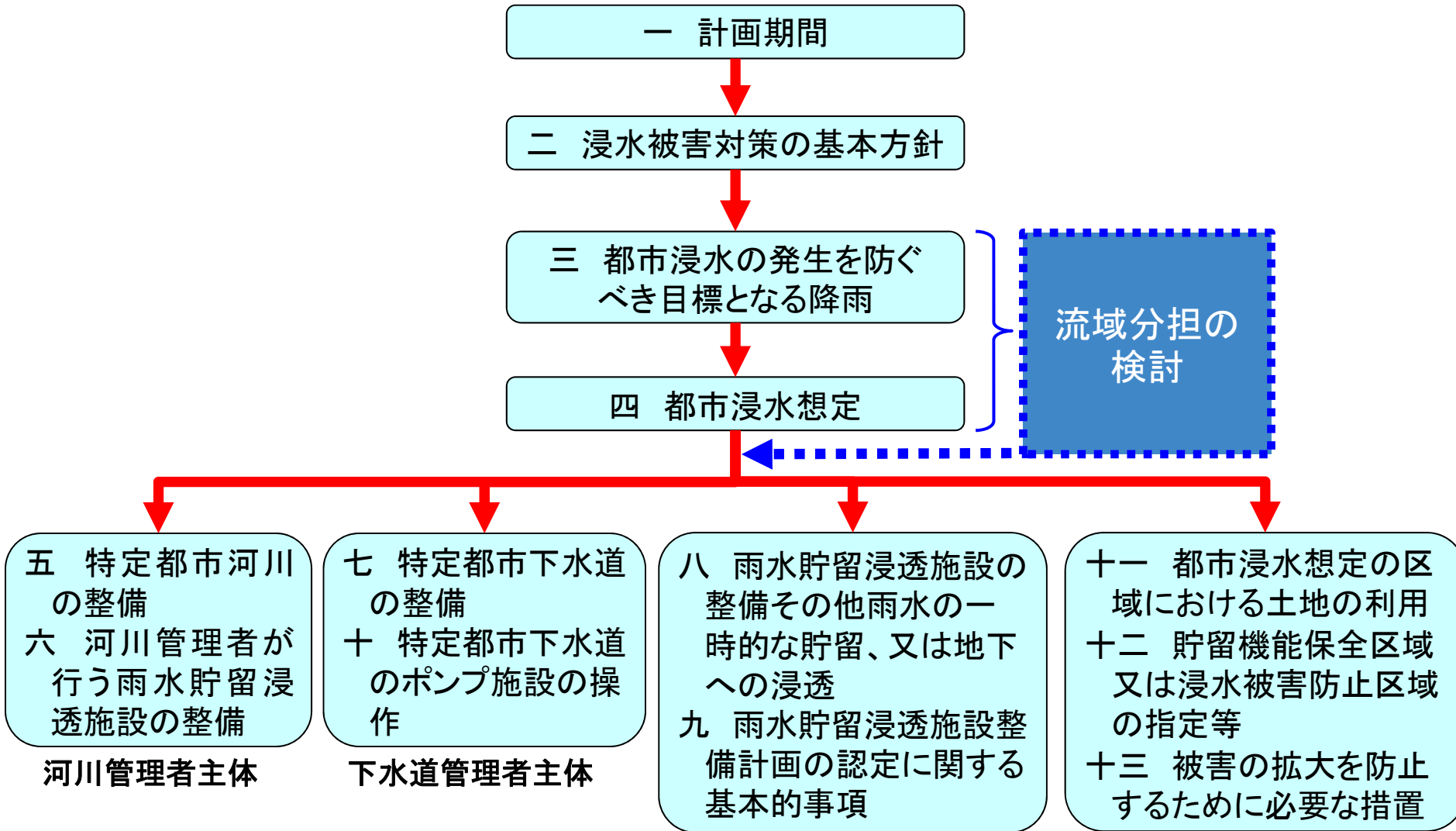
貯留機能を有する土地への盛土等に対する勧告等  
（貯留機能保全区域の指定、指定した土地の減税）

雨水貯留浸透施設に対する補助率高上げ・減税  
（補助率1/3→1/2, 固定資産税1/6~1/2に軽減）



# 8. 流域水害対策計画に定める事項について

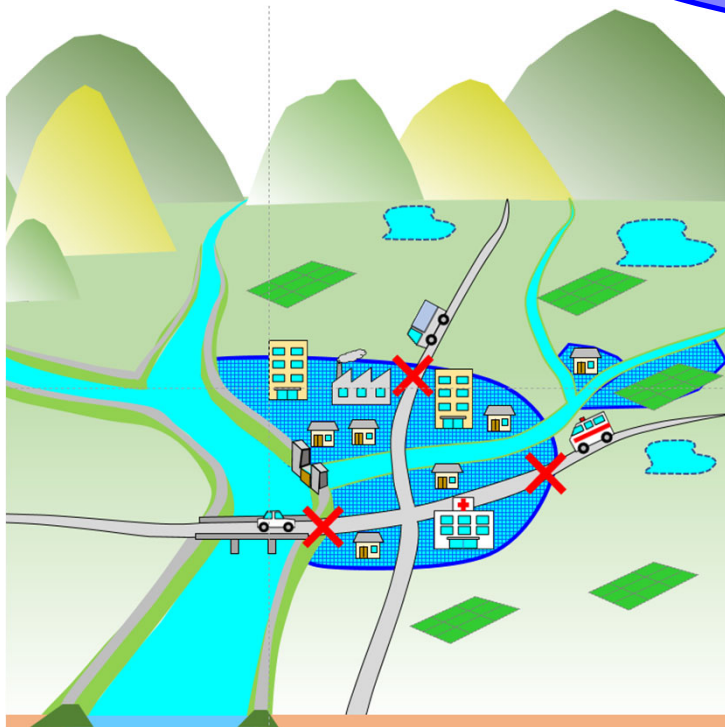
- 流域水害対策計画では、浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨等を踏まえ、流域分担（流域全体各々の対策が担う目標量）の検討を行う。
- その上で、河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策や土地利用の方針（貯留機能を有する土地の保全、著しく危険なエリアでの住宅等の安全性の確保）などの浸水被害防止・軽減対策を位置づける。



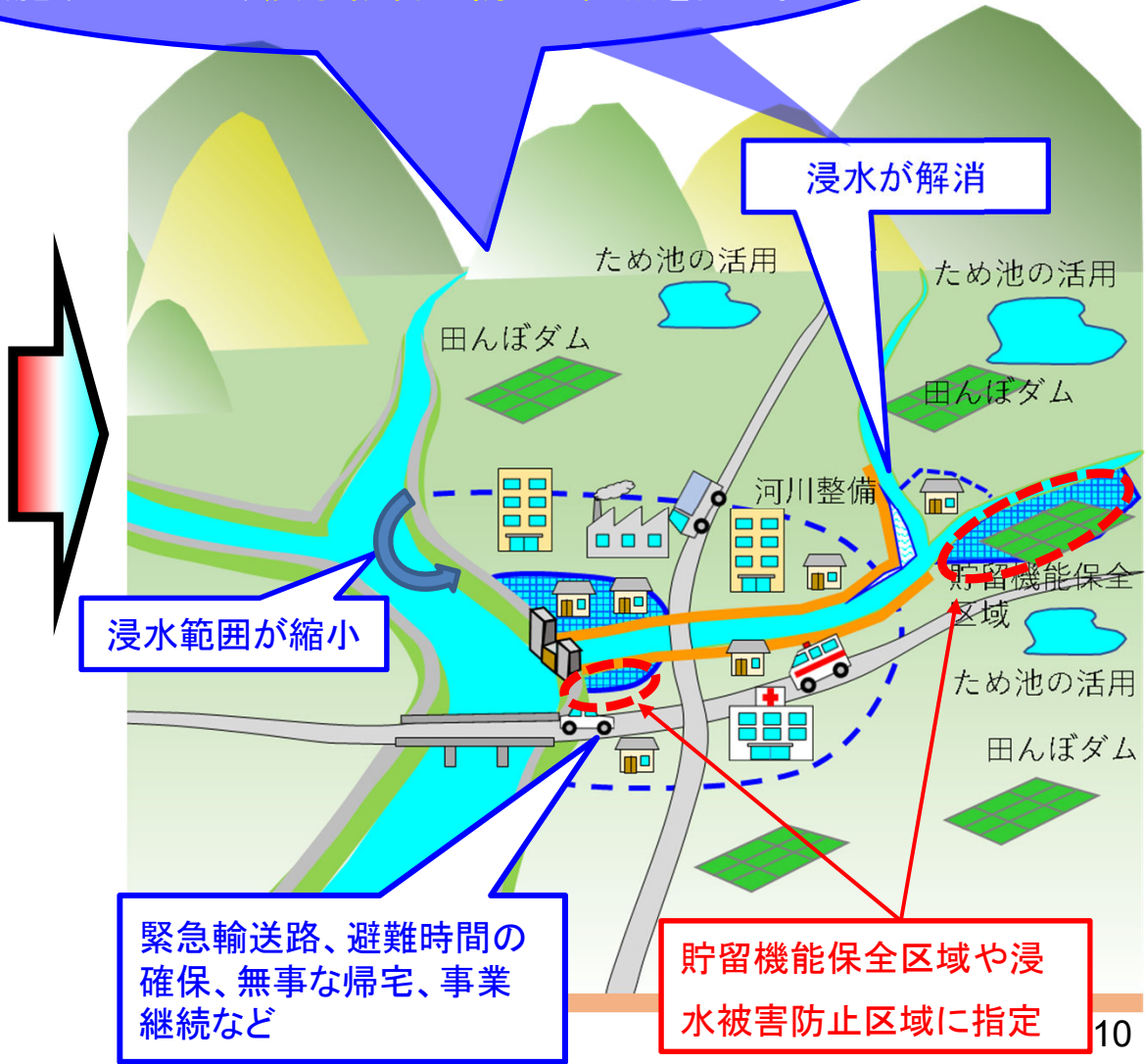
# 9. 「流域分担」の考え方について

## 流域水害対策のイメージ

特定都市河川流域内において、河川整備に加え、「貯留機能保全区域」の指定や「雨水貯留浸透施設」の整備、「ため池の活用」等による貯留機能向上方策を実施することで、**浸水被害の防止・軽減**を図る。

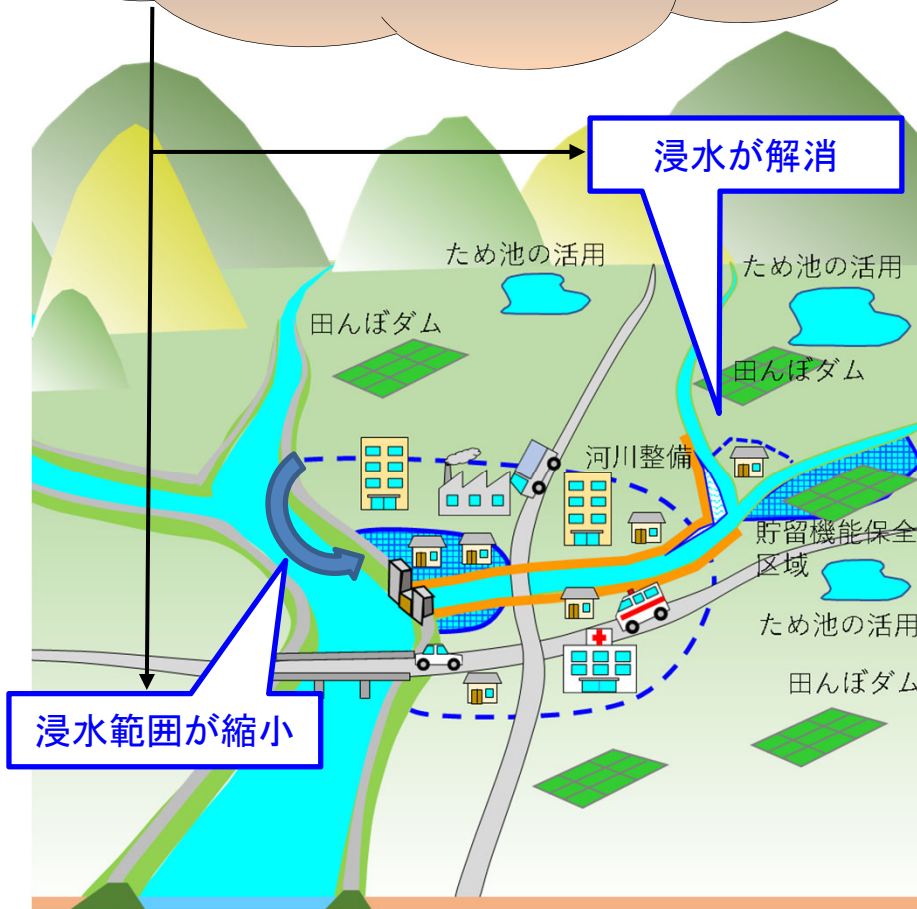


- ・住家や避難所、公共機関、病院、事業所の浸水による生命や財産の被害
- ・交通網の浸水による避難・緊急輸送路の危険、支援物資や物流の途絶

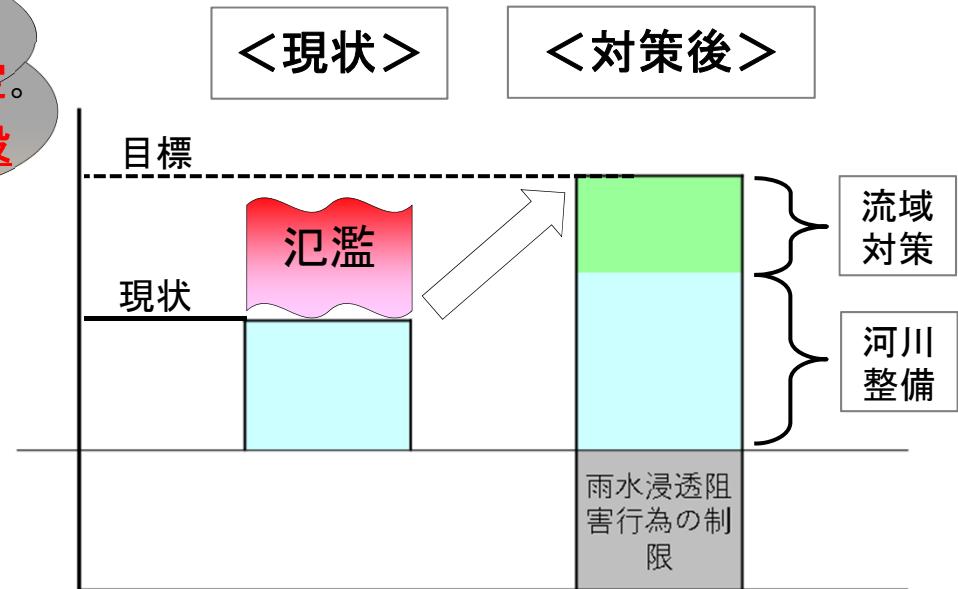


# 9. 「流域分担」の考え方について

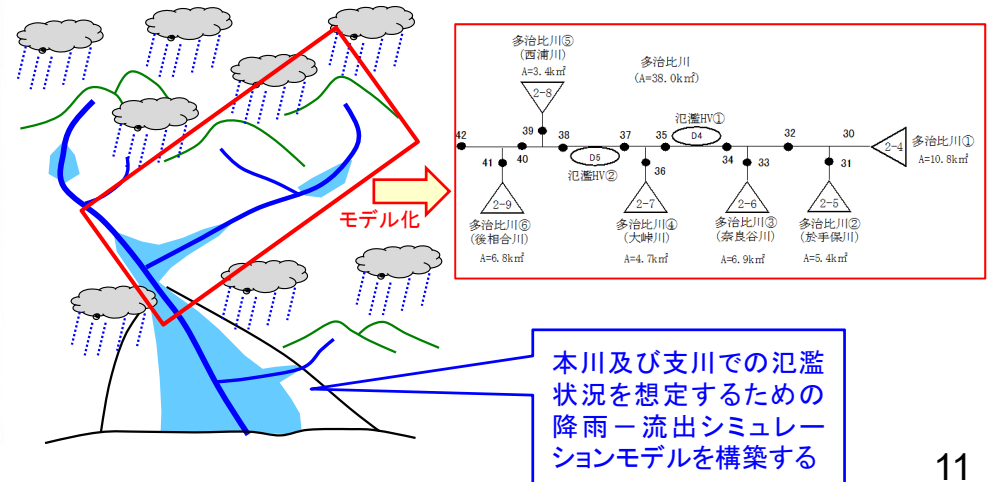
- 目標とする降雨の設定
- 設定した目標降雨において**生じる浸水被害の想定**。
- 浸水被害を解消・縮小させるために**必要な対策を設定**する。



## ○目標に対する分担のイメージ



## ○対策検討モデルイメージ



# 10. 「対策」の考え方について

## ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(河川等の整備、森林整備、治山・砂防施設の整備)

- 効果的な河川等の整備を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。
- 既存ダムを洪水調節に最大限活用するため、事前放流等により容量を確保するなどの取組を進める。
- 森林整備、治山・砂防施設の整備により、雨水や土砂の流出を抑制する。



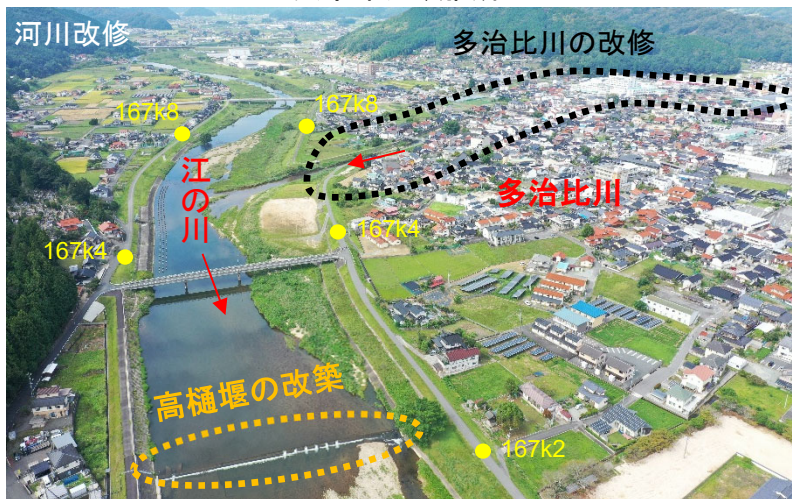
三次市米丸、船所地区



土師ダム



砂防堰堤の整備(広能川)



安芸高田市吉田地区

森林整備実施イメージ



間伐実施前



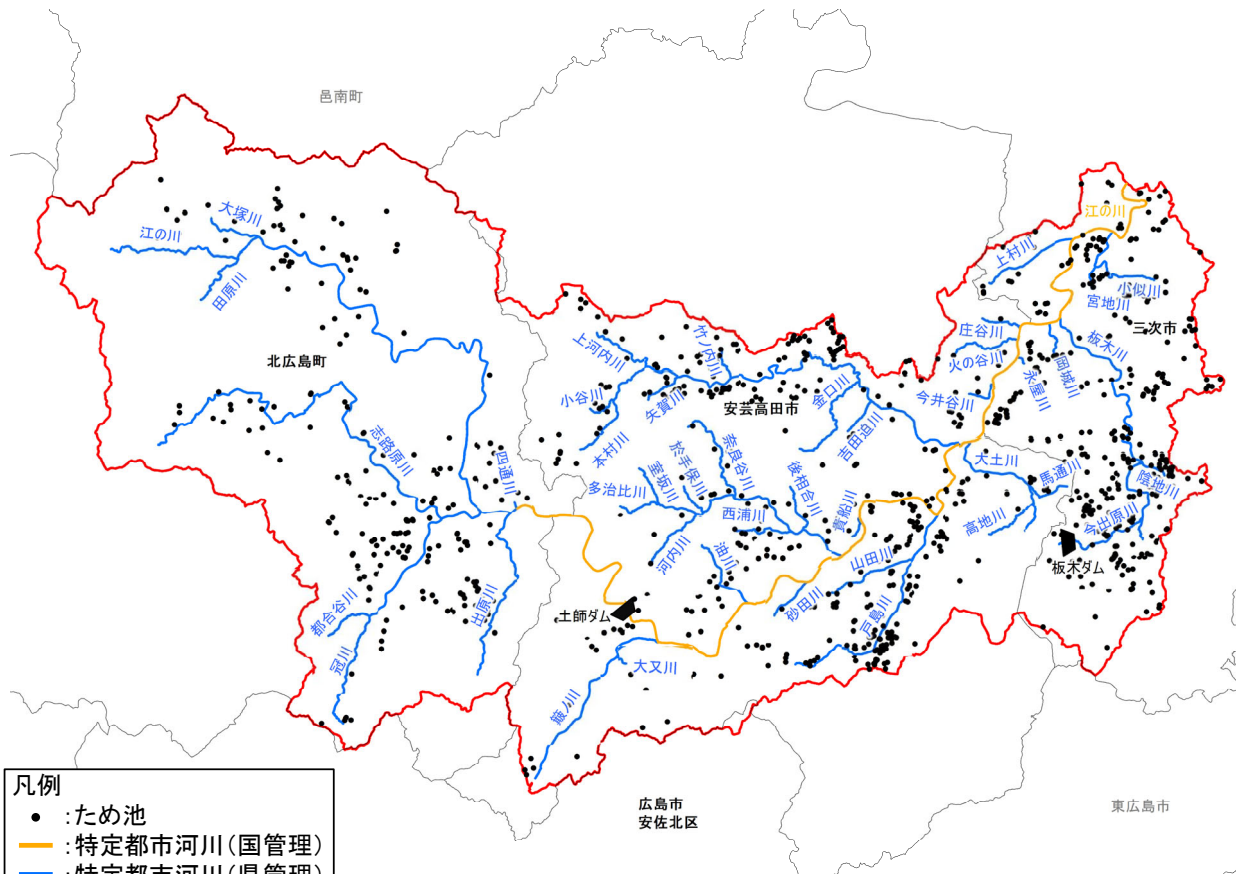
間伐実施後

出典:第3回江の川水系流域治水協議協議会資料

## 10. 「対策」の考え方について

### ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(雨水貯留浸透施設の整備・ため池の治水利用)

- 公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設等の整備を積極的に推進するとともに、民間事業者等が開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助を活用しながら整備の促進を図る。
- 特別緑地保全地区の指定等を含め、流域内の浸透機能を有する緑地等の土地の保全を目指す。
- 既に都市公園として活用されている等、流域内の国有地の流域対策としての活用を検討する。
- 放流口の改修など既存ため池の一部改良を行い、ため池の治水利用を推進する。



凡例  
 ● :ため池  
 — :特定都市河川(国管理)  
 — :特定都市河川(県管理)  
 ■ :特定都市河川流域  
 □ :行政界

【特定都市河川流域内に位置するため池(R4.4時点):1,131箇所】



貯留施設整備イメージ  
(三次市三次町願万地)

# 10. 「対策」の考え方について

## ②被害対象を減少させるための対策(貯留機能保全区域・浸水被害防止区域)

- 貯留機能保全区域は、都市浸水想定区域や、施設整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を許容する区域について、住家の立地状況等の周辺地の利用状況、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。
- 浸水被害防止区域は、都市浸水想定区域及び浸水リスク(浸水深等)、整備後の状況、リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏、土地利用形態等を考慮した上で、住民等の意向を十分踏まえて指定するものとする。

### 貯留機能保全区域の指定 (土地の貯留機能を将来にわたって保全する区域)



### 浸水被害防止区域の指定

#### 浸水被害防止区域における安全措置 (特定都市河川浸水被害対策法)

- **住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認**
  - 住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
  - 住宅・要配慮者施設の建築行為について、
    - ・居室の床面の高さが基準水位以上
    - ・洪水等に対して安全な構造とする

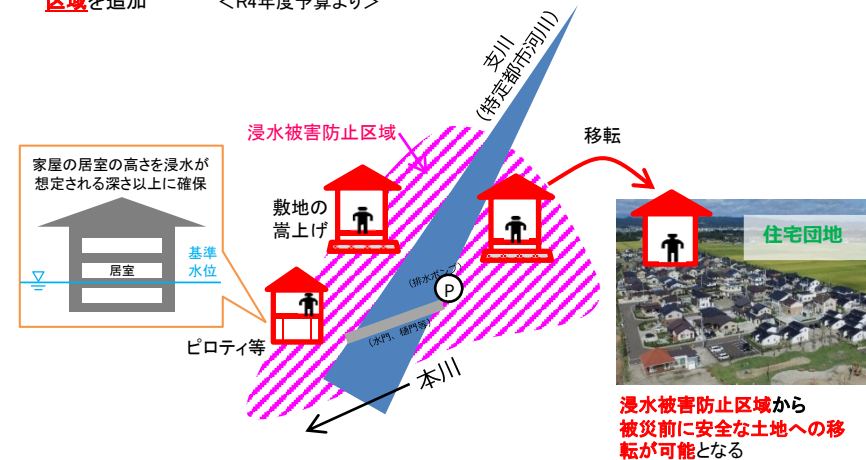
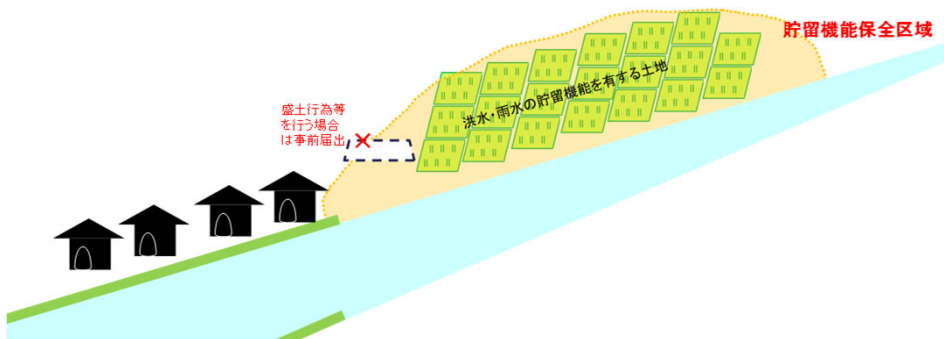
#### 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援 (災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加 <R4年度予算より>

#### 被災前に安全な土地への移転を推進 (防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**、**地すべり防止区域**、**土砂災害特別警戒区域**及び**急傾斜地崩壊危険区域**を追加
- 最小移転戸数を10戸→**5戸に緩和**  
(がけ地近接等危険住宅移転事業)
- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加 <R4年度予算より>

#### 【貯留機能保全区域のイメージ】



浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

## 10. 「対策」の考え方について

### ③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

#### リスクコミュニケーションの充実等

- 計画を上回る降雨が発生し得ることも念頭に、被害の拡大を防止するための取組を関係者が連携して行う。
- Webツールを活用し、複数の関係首長間の情報共有を図り、早期に出水時の適切な体制を構築する。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。
- 住民一人ひとりが洪水ハザードマップ等を活用し、地域の水害リスクの認識や避難に必要な情報・判断・行動を把握するためのマイ・タイムラインの作成を促進する。

#### ●ホットラインによる河川情報提供の充実 (WEBによる情報共有)



#### ●要配慮者利用施設の避難計画作成の促進及び避難訓練の促進支援

##### 【計画作成ポイントの学習】



計画作成ポイントと取組・工夫を共有

##### 【施設種別に分かれて意見交換】



##### 【避難場所・避難経路の検討】



避難場所と避難のタイミングを検討

##### 【避難のタイミングの検討】



前期と後期のグループワークにより、施設間のコミュニケーションの「場」を創出

※写真はイメージ

#### ●住民参加型の取り組みを促進

マイ・タイムラインの作成状況



ワークショップ形式

小中学校の防災教育

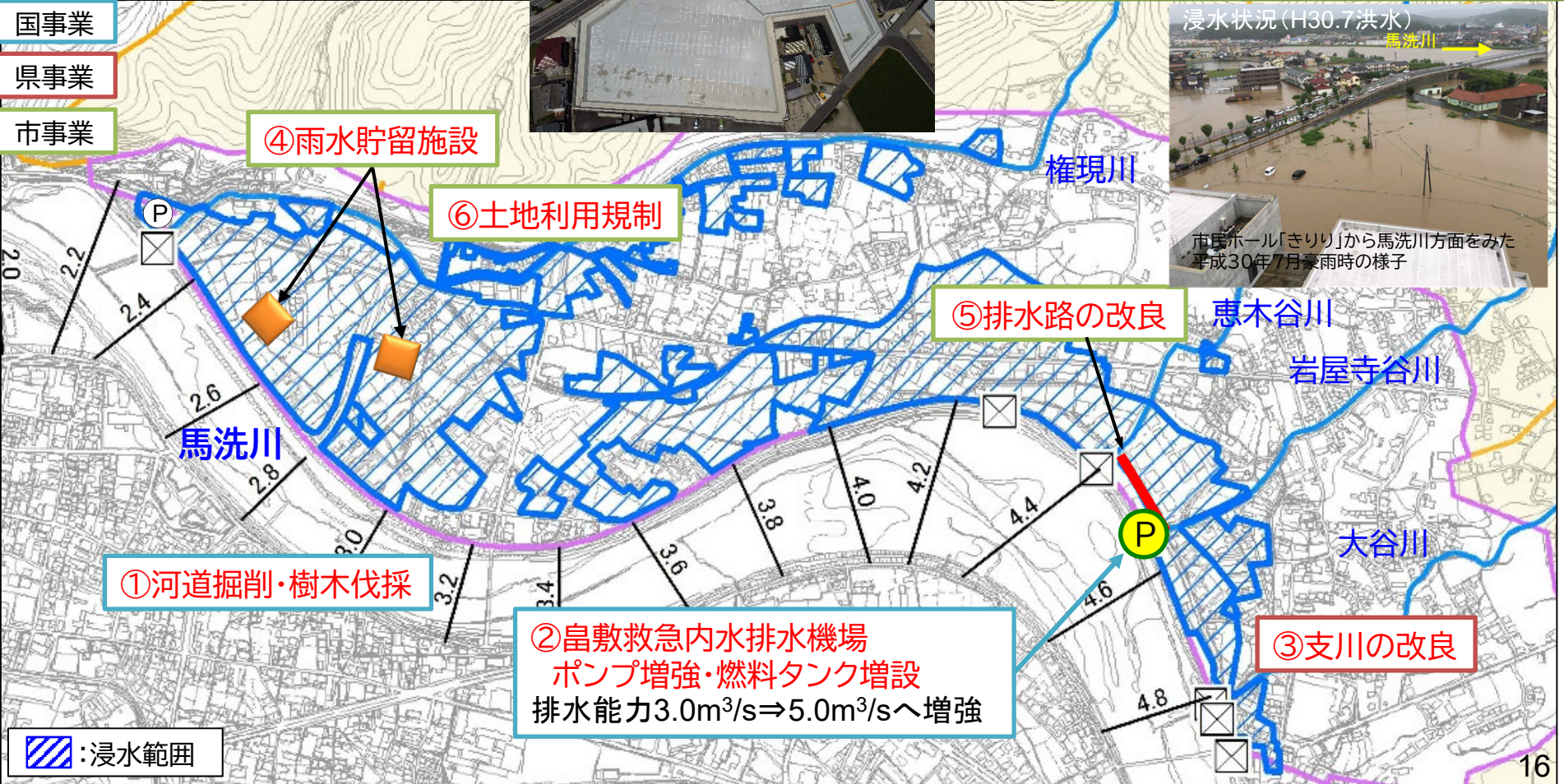
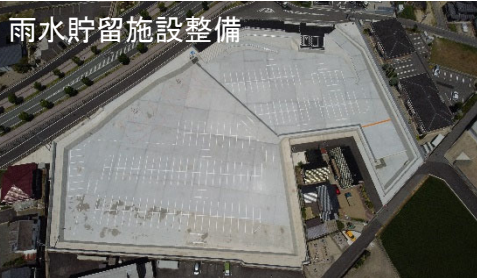
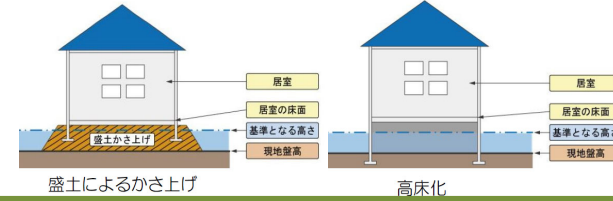
※写真はイメージ

# 10. 「対策」の考え方について

## 「対策」のイメージ (三次市: 畠敷・願万地区の事例)

○浸水の多発地域において浸水被害の防止・軽減を進めるため、関係機関が共同し、河川・排水ポンプや貯留施設を整備しつつ、土地利用規制などのソフト対策を推進

### ■ 居室の床面の高さの制限イメージ





# 11. 江の川流域治水相談窓口の設置について

- 江の川の特定期都市河川指定に伴う流域治水対策を推進するため、三次河川国道事務所に「江の川流域治水相談窓口」を設置しました。
- 今後、雨水貯留浸透施設の整備やため池の治水利用、土地利用規制等、関係市町村等による流域治水の取り組みに対して技術的支援を行います。

## 江の川水系江の川等の特定都市河川指定にあわせ 「流域治水相談窓口」を開設しました

自治体の様々な取組を技術的に支援！！



国土交通省では、令和3年11月に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和4年7月25日に、江の川水系江の川等計43河川を中国地方で初となる特定都市河川に指定しました。

指定にあわせて、市町等による様々な流域治水に関する取組に対し、現地で技術的に支援を実施する「流域治水相談窓口」を開設しました。

# 各機関の取組状況・施策等紹介

江の川流域水害対策協議会(第1回)

# 中国地方整備局

江の川流域水害対策協議会(第1回)

中国地方整備局  
特定都市河川流域に係る制度・支援施策

---

# 特定都市河川の指定により活用できる主な制度・支援 まとめ

## ➤ 開発等に伴う雨水流出増への対策を義務化

- 田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付け**

✓ 対象行為：公共・民間の1,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更 等

## ➤ 河川への雨水流出を減らす・内水対策を支援

- 流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え民間企業等にも雨水貯留浸透施設の設置を進めてもらえるよう、補助金の拡充、税制優遇、自治体が管理できる制度等**を創設

✓ 補助金の拡充：補助率の高上げ（補助率1/3⇒**1/2**）（R3.11～）

✓ 税制優遇：施設に係る**固定資産税の課税標準を1/6～1/2の間で軽減**（R3.11～）

### <雨水貯留浸透施設の例>



## ➤ 農地等の貯留機能を活用・保全

### 貯留機能保全区域の指定

- 河川沿いの低地や農地等、その**土地が元々持つ雨水等を貯留する機能を、土地所有者の同意を得た上で、将来にわたって保全する**



洪水・雨水を貯留する機能を有する土地の例

✓ 指定権者：都道府県知事等

✓ 盛土等の行為の**事前届出義務**、届出内容に対し**助言・勧告**が可能

(R4.4～)

✓ 税制優遇：指定後**3年間の固定資産税・都市計画税の課税標準を2/3～5/6の間で軽減**

## ➤ 水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

### 浸水被害防止区域の指定

- 「**居住を避ける・居住する場合にも命を守る・移転を促す**」取組を推進

#### 居住を避ける取組

##### 開発の原則禁止

- **災害レッドゾーン**における**自己居住用住宅以外**の開発を原則禁止

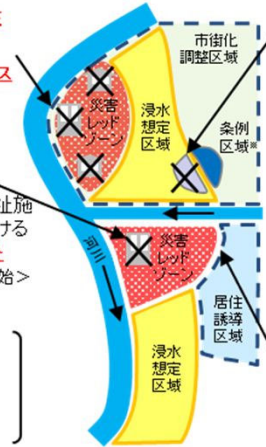
※ **病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス**等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

##### 高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、**災害レッドゾーン**における**新規整備を補助対象から原則除外**  
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考) 災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域（R3.11施行）
- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



##### 市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から**災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外**（R4.4～）

※都市計画法第34条第11号、12号に基づき条例で指定する区域

(参考) 災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域（土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
- ・土砂災害警戒区域

##### 居住誘導区域から原則除外

- **災害レッドゾーン**を立地適正化計画の**居住誘導区域から原則除外**

#### 居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

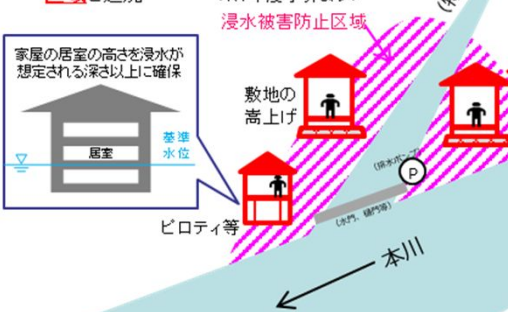
##### 浸水被害防止区域における安全措置（特定都市河川浸水被害対策法）

- **住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認**

- 住宅（非自己）・要配慮者施設の土地の開発行為について、**土地の安全上必要な措置を講ずる**
- 住宅・要配慮者施設の建築行為について、**居室の床面の高さが基準水位以上**、**洪水等に対して安全な構造とする**

##### 既存の住宅等の浸水対策（高上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）

- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加  
<R4年度予算より>



##### 被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業）

- 災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域**を追加
- 最小移転戸数を10戸→**5戸に緩和**
- (かけ地近接等危険住宅移転事業)
- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域等**を追加 <R4年度予算より>



浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

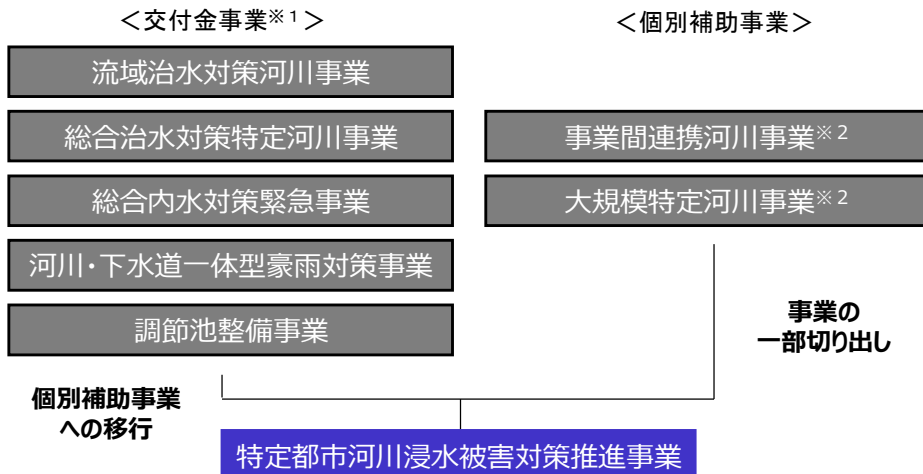
# 流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2 / 4)

令和4年度  
水管理・国土保全局関係  
予算概要(令和4年1月)  
より抜粋

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

## 特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

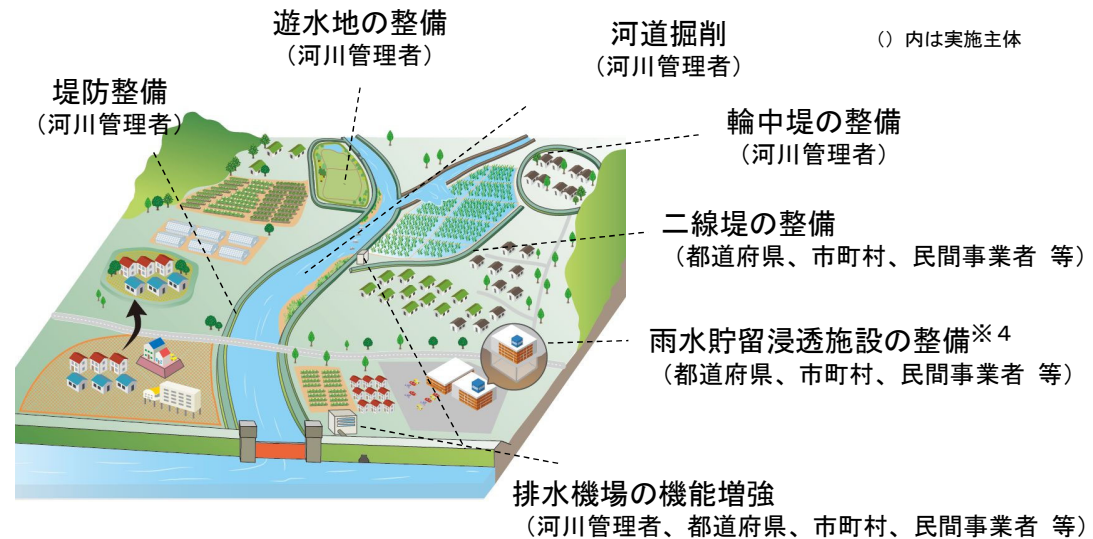
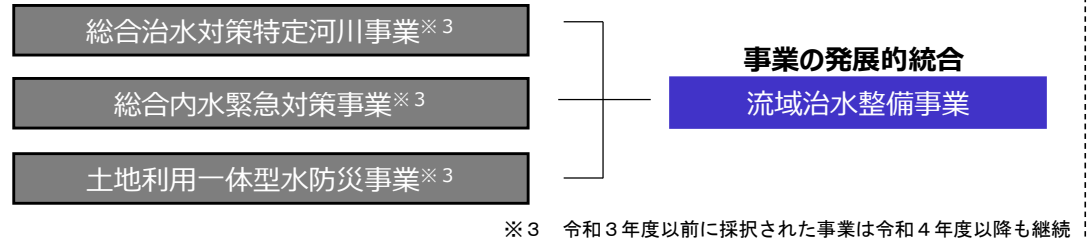


|        | 河川対策                                | 流域対策                            |
|--------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 事業メニュー | 河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等 | 雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等             |
| 実施主体   | 河川管理者                               | 都道府県、市町村、民間事業者等                 |
| 国庫補助率  | 1/2 (個別補助事業)                        | 1/3(通常)<br>⇒ <b>1/2(個別補助事業)</b> |

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある  
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

## 流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



特定都市河川流域における主なハード対策

※4 : 雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)  
 実施主体: 市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率: 1/2  
 その他支援: 民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税  
 (課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

# 雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度 まとめ

- 地方公共団体のみならず、**民間による雨水貯留浸透施設の整備**を促進
- 特に、**特定都市河川流域における官民による雨水貯留浸透施設の整備**に係る支援制度を強化

## 雨水貯留浸透施設の例

①平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



②敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



＜交付金による支援＞(R3.4～)

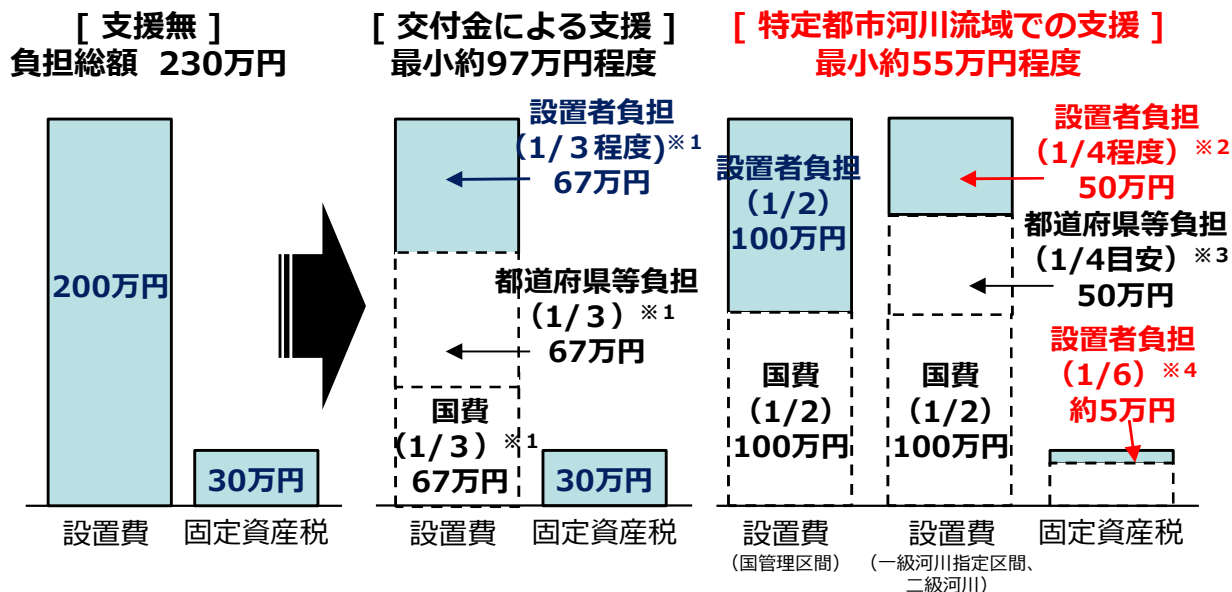
予算:国の補助率:1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

＜特定都市河川流域での支援＞(R3.11～)

予算:国の補助率:1/2

税制:固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※に軽減

※1/3を参酌して、1/6～1/2の範囲



注) 試算上の金額は全て仮の金額です

また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

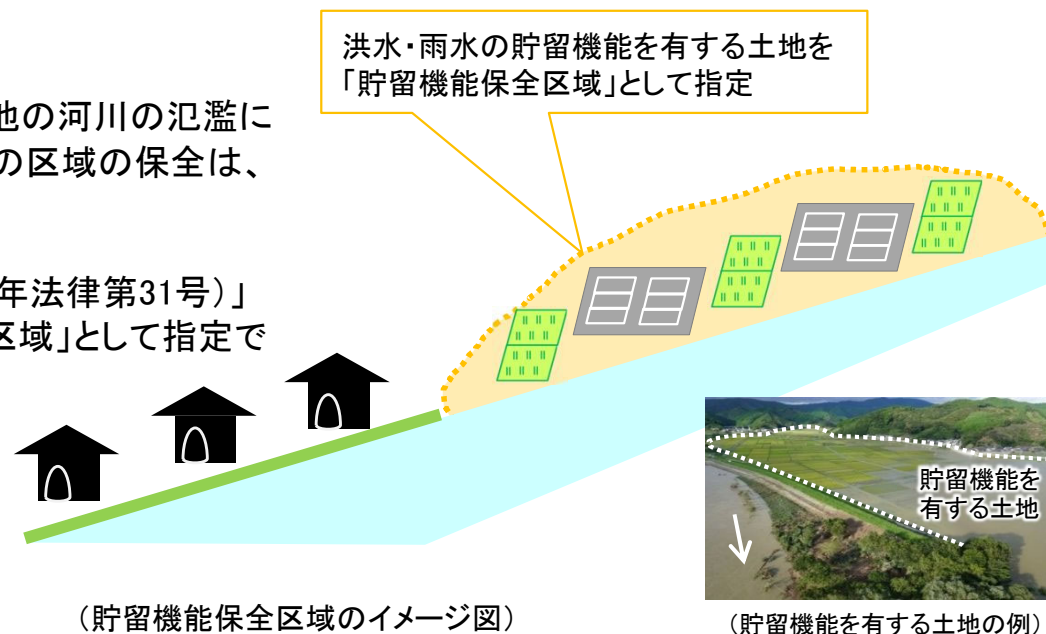
- ※1 国の補助金を最大限活用した場合(地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合)としています
- ※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、**設置者負担は1/4程度**となります
- ※3 都道府県等の負担分は、**負担額の5割について特別交付税措置を講じる**こととしています
- ※4 市町村条例において1/6の課税標準とした場合(参酌標準:1/3)としています

# 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を創設する。

## 施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制する観点から、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域の保全は、流域内の治水安全度の向上に対して有効。
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」(通称「流域治水関連法」)において、当該土地を「貯留機能保全区域」として指定できることを新たに規定。
- 区域指定に当たっては土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置が必要。



## 施策の内容

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:3/4)

### 特例措置の期間

上記について、3年間(令和4年4月1日~令和7年3月31日)特例措置を創設する。



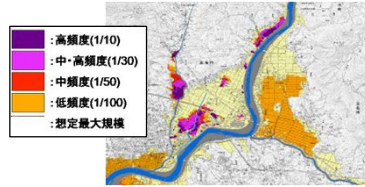
# 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり(浸水被害防止区域に係る制度)

水災害リスクを踏まえた重層的な取みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

## 水災害の危険性の高い地域を示す

- 従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進

※当資料の水害リスクマップは床上浸水相当(50cm以上)の浸水が発生する範囲を示しています(監定版)  
※凡例の( )内は確率規模を示しており、これは例示です



水害リスクマップの例

## 水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止  
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止(R4.4~)
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする(R3年度※~)  
※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外(R3.10~)

## 水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域(災害レッドゾーンの1つ)制度を創設(R3.11~) 住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入
- 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(R4年度~)

## 水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進
  - 一居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用(R3.11~)
- ※防災集団移転促進事業  
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、約94%を国が負担(地方財政措置含む)  
最小移転戸数を10戸→5戸に緩和(R2年度~)
- 一個別住宅を対象とした移転を支援(R4年度~)

## 居住を避ける取組

### 開発の原則禁止

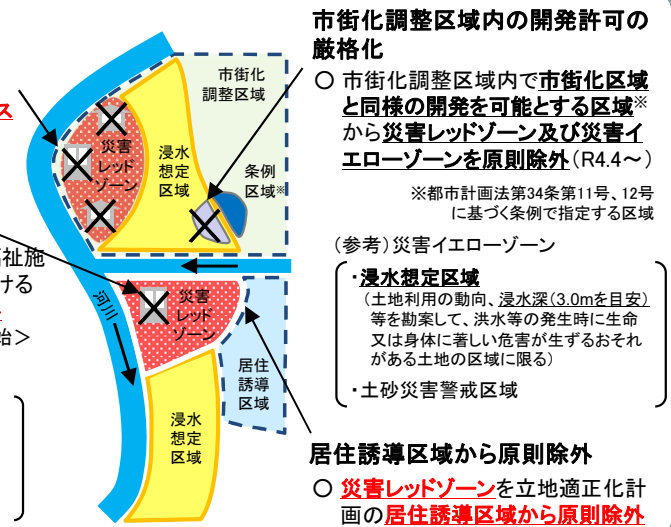
- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

### 高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外  
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考)災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域(R3.11施行)
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



### 市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4~)  
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域  
(土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
- ・土砂災害警戒区域

### 居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

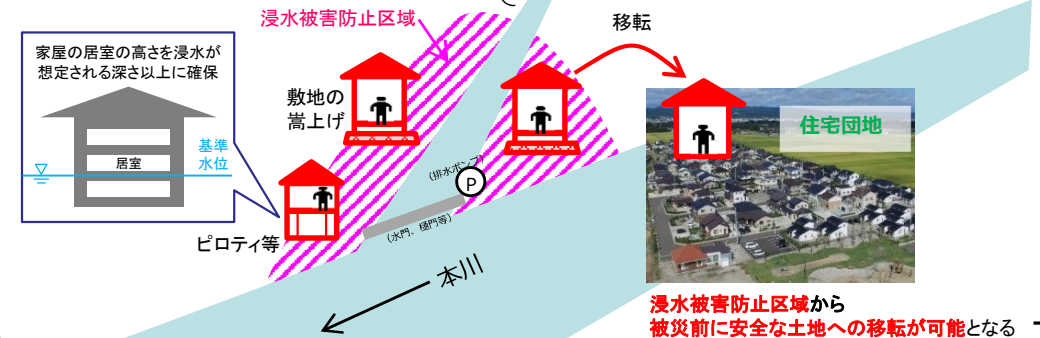
## 居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

### 浸水被害防止区域における安全措置(特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
  - 一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
  - 一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
    - ・居室の床面の高さが基準水位以上
    - ・洪水等に対して安全な構造とする

### 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加  
<R4年度予算より>



### 被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
- 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和(がけ地近接等危険住宅移転事業)
- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加 <R4年度予算より>



浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

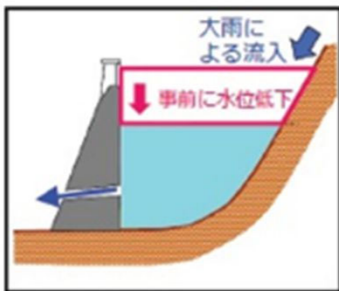
# 中国四国農政局

江の川流域水害対策協議会(第1回)

農地・農業利水施設を活用した流域の防災・減災の推進

**農業用ダム**の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。



〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕

**【施設の整備等】**

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

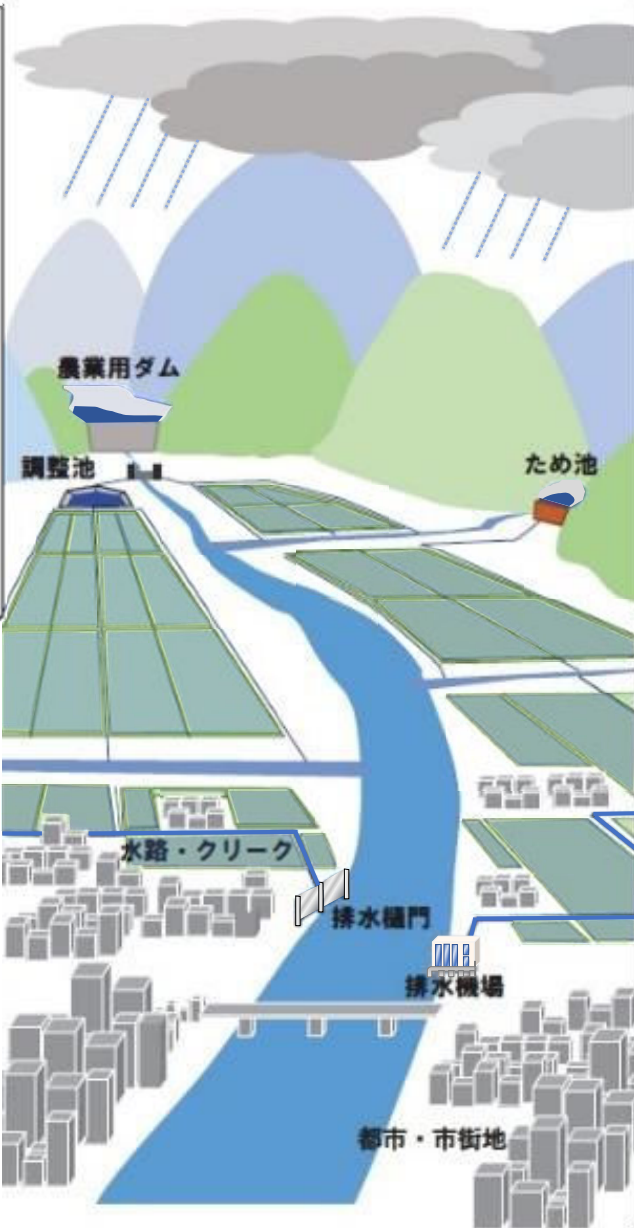
**排水施設等**の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。



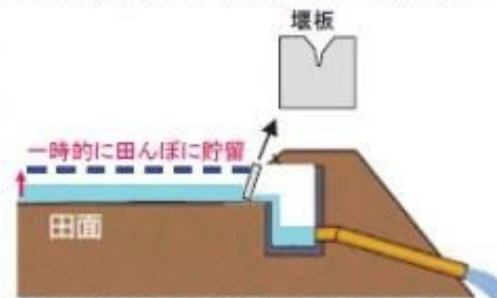
**【施設の整備等】**

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等



**水田**の活用 (田んぼダム)

- 田んぼダム (排水口への堰板の設置等による流出抑制) によって下流域の湛水被害リスクを低減。



**【施設の整備等】**

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

**ため池**の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット (切り欠き) を設けて貯水水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



**【施設の整備等】**

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

農業農村整備事業における田んぼダムの取組の推進

<事業イメージ>

<対策のポイント>

水田の洪水防止機能の発揮によって、河川や水路の水位(働)の取組である「流域治水」の一環として**水田の雨水貯留能**

<事業の内容>

1. 田んぼダムの導入に対する支援

<内容>

田んぼダムの導入を促進するため、調整活動や畦畔補強等を定める  
【主な助成単価】 畦畔補強 14万円/100m、排水口整備・

<対象事業>

農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地  
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 田んぼダムの効果発現に向けた支援

<内容>

田んぼダムの取組地域において、湛水による営農への影響を最小  
に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施  
等を支援。

<対象事業>

水利施設整備事業 (流域治水推進型)

【事業要件】

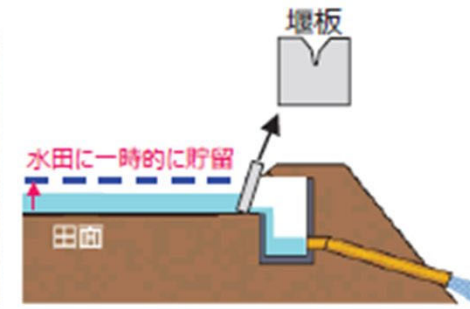
- 田んぼダムの取組等を定めた計画を策定すること
- 一定割合以上の田んぼダムが導入済み又は導入見込みで

【対象地域】

- ① 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度  
される見込みの水系で実施するもの
- ② 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結  
水系で実施するもの
- ③ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置  
又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

田んぼダムの取組

田んぼダム堰板の例



堰板等を設置し、雨水を水田に一時的に貯留



水田に雨水を貯留し  
下流への流出を抑制

田んぼダムの導入・効果発現に向けた支援



畦畔が痩せ  
容易に雨水が流出



畦畔補強を支援



堅牢な畦畔により  
雨水を安全に貯留



水利用・土地利用等の  
調査・調整活動を支援



排水路の整備



排水機場の整備

「田んぼダムの手引き」による普及推進

「田んぼダム」の手引き



概要版



令和4年4月

農林水産省 農村振興局 整備部

第2章 「田んぼダム」の概要

- 「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
- 水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制

第3章 「田んぼダム」の効果（低平地における浸水量、浸水面積の低減効果）

- 「田んぼダム」は、様々な地形で効果があり、低平地でも効果を発揮することができます。
- 排水機場で常時排水を行っている低平地の新潟県新潟市の和田地区を対象に行ったシミュレーションでも、規模の小さい降雨から大きい降雨までの浸水量、浸水面積を低減する効果が示されました。

第4章 「田んぼダム」の営農への影響（水稻の収量・品質への影響）

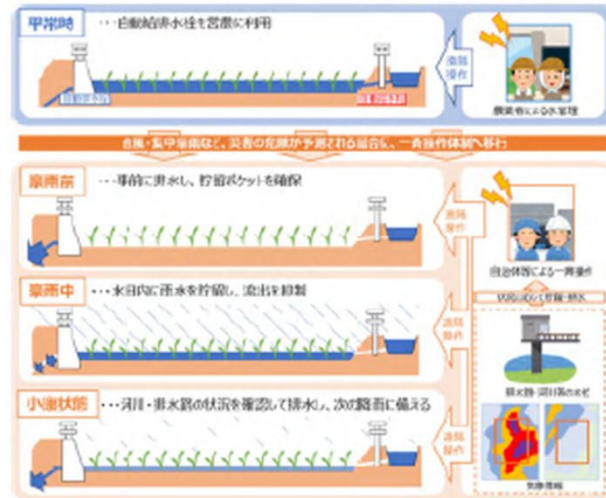
- 水稻で湛水被害が最も生じやすいのは、穂ばらみ期（7月～8月）ですが、この時期の水稻の草丈は30cmを以上に達していることから、「田んぼダム」の実施により、畦畔の範囲内（30cm程度）で雨水を貯留しても、水稻の品質や収量

第5章 「田んぼダム」の支援制度

- 「田んぼダム」の効果を発揮するには、十分な高さ（30cm程度）のある堅固な畦畔や貯留した雨水を迅速に排水できる落水口などが整備され、適切に維持管理されることが重要です。

第6章 「スマート田んぼダム」の概要

- 「スマート田んぼダム」とは、「田んぼダム」の取組を、自動給水栓、自動排水栓を活用して行う取組です。遠隔操作により、降雨前の事前排水、降雨中の貯留・流出抑制、降雨後の排水を行うことで雨水貯留能力を向上させるとともに、地域一体となった一斉操作により、「田んぼダム」の安全かつ確実な実施を図る取組であり、現在各地で実証的な取組が行われています。
- 「スマート田んぼダム」の取組を検討するに当たっては、以下のような点に留意することが重要です。



- 留意点**
- ① 自動給水栓・排水栓の導入は営農への効果の観点から検討  
自動給水栓・排水栓には導入時の費用に加えて、通信費等の費用が継続的に必要であることから、毎年行う営農への効果の観点から導入を検討することが重要です。
  - ② 行政機関を中心に操作の条件や手法を事前に調整  
事前排水、貯留、貯留後の排水といった操作について、降雨予測、降雨状況、排水路や河川の水位等がどのような状況になったら操作を行うのかといった条件（タイミング）や手法について、関係する行政機関を中心として事前に調整することが重要です。
  - ③ 作物の生産に影響を与えない範囲で行う取組  
「スマート田んぼダム」も「田んぼダム」と同様に、作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て実施する取組です。地域の水需要、農作業、作物の生育等の状況を踏まえて、操作の条件や手法について農業者と事前に調整し、作物の生産に影響を与えない範囲で操作を実施することが重要です。

## 田んぼダムによる防災・減災の取組

つるおか  
【山形県鶴岡市】

### 農地・水・環境保全組織いなばエコフィールド協議会

- 当地区は、ほ場整備後35年程度が経過し、施設の老朽化等から、豪雨時の排水対策に苦慮している状況にあった。
- 豪雨による水害等の対策として「田んぼダム」に着目し、平成23年度から一部のエリア(43ha)においてモデル的に取組を実施。
- この取組により、水害対策への地域住民の理解が深まり、農家組織と各集落の自主防災組織との連携による新たな防災管理体制の構築のきっかけとなっている。

### 【地区概要】

- ・取組面積 1,219ha (田1,213ha、畑 6ha)
- ・資源量 開水路144.5km、パイプライン34.9km、農道59.7km
- ・主な構成員  
農業者、非農業者、農業団体・自治会等その他団体等 107団体
- ・交付金 約96百万円(R3)  
〔 農地維持支払、資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

### 取組の経緯



水路法面の崩壊



水路側壁の倒壊

- 水路の老朽化に加え、集中豪雨により排水路側壁の倒壊や法面崩壊が度々発生していた。
- 排水路等の施設の保全のため、農地・水保全管理支払で取り組める「田んぼダム」により改善を図ることとした。
- 取組当初は田んぼダムの基礎資料も少なく、模索しながらの活動に苦慮。

### 田んぼダムによる防災・減災の取組



湛水状況



水戸板設置状況

### 田んぼダムの効果

- 田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくり排水。豪雨時に雨水が一時的に田んぼに貯留され、洪水被害を軽減。
- 田んぼダムの取組がきっかけとなり、農家組織、各集落、消防団等と自主防災組織が結成されるなど、新たな防災管理体制が整備された。
- 今後は、行政、土地改良区等と一体となって田んぼダムの取り組み範囲を拡大していき、地域において更なる防災・減災への意識醸成を目指す。



**流域治水への取組**

河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、冠水域も含めて一つの流域としてとらえ、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進める必要があります。

「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、令和3年3月30日に全国109全ての一級水系（119プロジェクト）、12の二級水系（12プロジェクト）で策定・公表されました。

これらの流域治水プロジェクトのうち86プロジェクトにおいては、田んぼダムなどの水田の貯留機能、ため池、排水施設、農業用ダムの事前放流など農地・農業水利施設の活用が位置付けられています。

**農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）**

○ 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

**農業用ダムの活用**

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

【施設の整備等】

- 施設改修、移砂対策、施設管理者への指導・助言等

**水田の活用（田んぼダム）**

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の洪水被害リスクを低減。

【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

**排水施設等の活用**

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の洪水も防止・軽減。

【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ施設、降雨時の排水操作等

**ため池の活用**

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。
- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水時にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

【施設の整備等】

- 堤岸補強、洪水対策、施設管理者への指導・助言等

「田んぼダム」に関する問合せ先

○ 「田んぼダム」等の検討について  
（流域治水、農業用排水路、排水施設等）

中国四国農政局農村振興部設計課  
086-224-4511（内線 2922/2622）

○ 「田んぼダム」の支援について  
（農地整備事業／多面的機能支払交付金）

中国四国農政局農村振興部農地整備課  
086-224-4511（内線 2661/内線 2671）

○ 「流域治水への取組」の問合せ先  
農林水産省農村振興局整備部水資源課  
担当者：農業用水対策室  
代表：03-3502-8111（内線5516）  
ダイヤルイン：03-3502-3083



[https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi\\_agwater/ryuiki\\_tisui.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/ryuiki_tisui.html)

# 近畿中国森林管理局

江の川流域水害対策協議会(第1回)



## ○森林整備事業

・江の川水系の上流域にある国有林については、森林計画等に基づき、計画かつ適切な森林整備を行うことで、森林の持つ様々な機能の維持・向上を図ります。具体的には、降雨等の浸透・保水能力の高い森林土壌の維持、根系や下床植生の発達を促すための間伐等を行います。

・また、人工林については、複層林化及び針広混交林化への誘導のための森林施業を計画的に行います。

## ○治山事業

・山崩れ等が発生し森林の持つ機能が著しく低下した場合は、治山事業により復旧工事を行い、早期緑化を図ります。また、保安林機能が低下した森林は、保安林整備として本数調整伐等を行い、森林の持つ機能を発揮させます。

## ○森林整備事業



森林整備〈間伐前〉



森林整備〈間伐後〉



下床植生が発達した森林



針広混交林

## ○治山事業



山腹崩壊（施工前）



山腹工（施工後）



保安林整備（本数調整伐＋丸太筋工）

# 中国財務局

江の川流域水害対策協議会(第1回)



# 江の川流域水害対策協議会（第1回）

～経済対策における国有財産の活用（国土強靱化）～

令和4年9月27日  
中国財務局

# 経済対策における国有財産の活用(国土強靱化)

## 国土強靱化など安全・安心の確保(R2.12.8 総合経済対策)

### 遊水地・貯留施設の整備加速

○ 激甚化する水災害への対応を強化するため、財務省ではR7年度までに全国50箇所を目標に、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備を推進することとしている。

➡ R2.10 活用可能な国有地のリスト(1万件超)を国交省に情報提供。

R3.6 既貸付中の公園のリスト(2,200件超)を国交省に追加で情報提供。

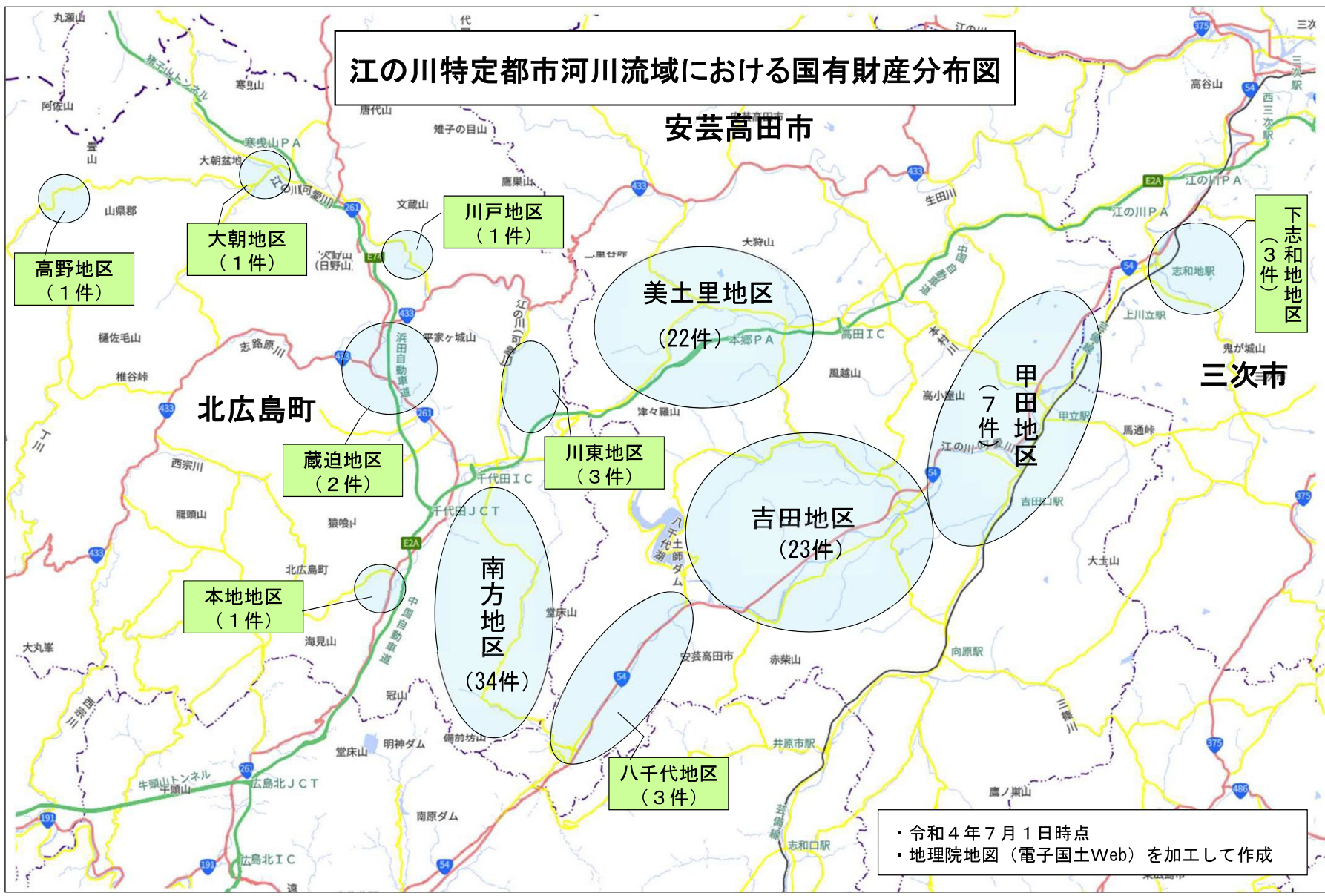
R3.8 国交省が選定した整備検討地(143件)を財務局に情報提供。

R3.5 特定都市河川浸水被害対策法改正(国交省)

浸水被害防止が困難な河川(特定都市河川)の流域において地方自治体が貯留施設の整備を行う場合、国有地を無償貸付または譲与することが可能。

### 国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速





# 広島県

江の川流域水害対策協議会(第1回)

# 浸水対策重点地域緊急事業【江の川水系多治比川】（広島県）

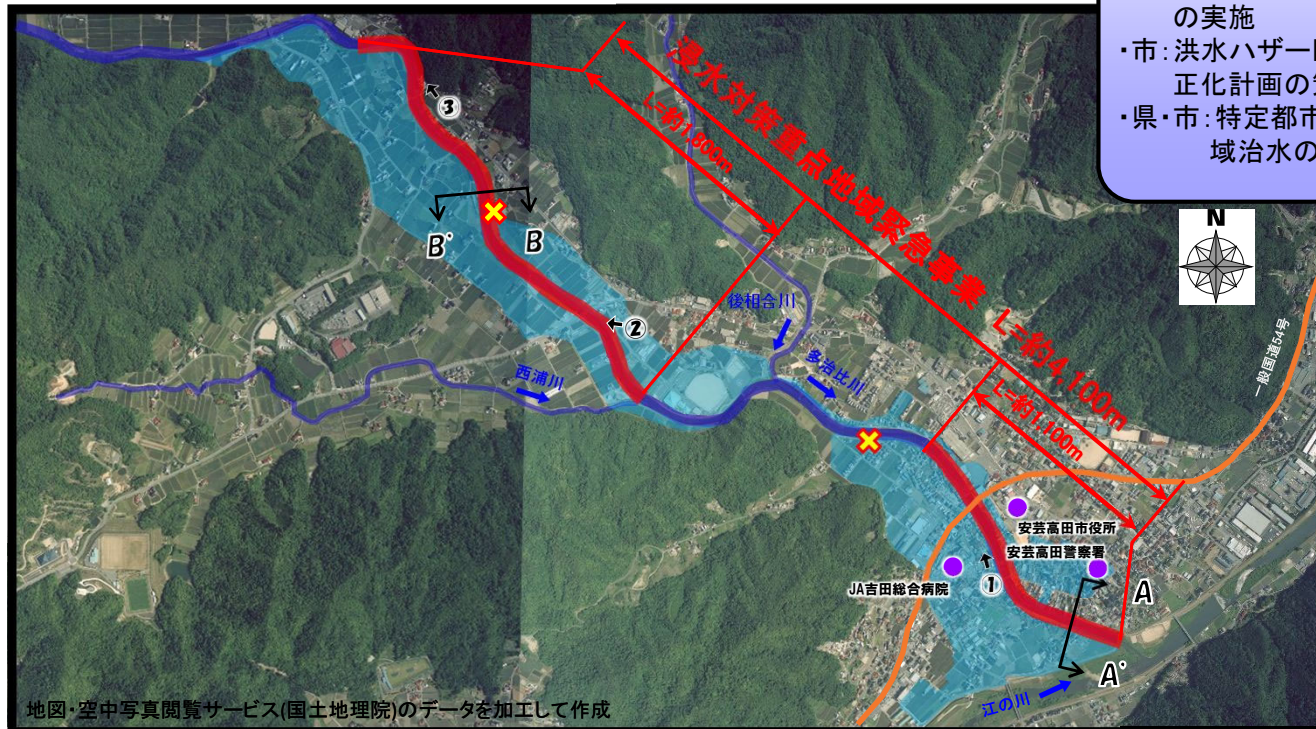
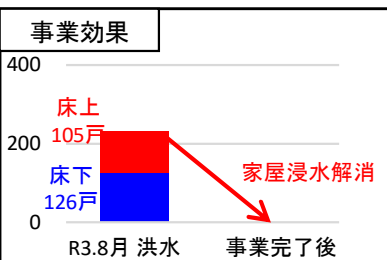
広島県安芸高田市の江の川水系多治比川では、令和3年8月洪水により、床上浸水105戸、床下浸水126戸の甚大な浸水被害が発生。このため、浸水対策重点地域緊急事業により、河道掘削、橋梁架替等の整備を実施するとともに、内水対策や土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。



【全体計画】  
 河川名 : 一級河川 江の川水系多治比川  
 事業内容 : 河道掘削, 橋梁架替等  
 全体事業費 : 約74億円  
 事業期間 : R4~R9  
 施工地 : 安芸高田市

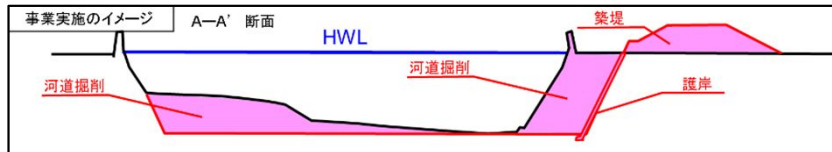
【令和4年度当初】  
 事業内容 : 測量設計等  
 事業費 : 130百万円 (国費65百万円)

|             | 当該事業区間の<br>浸水戸数(戸) |     |     |
|-------------|--------------------|-----|-----|
|             | 床上                 | 床下  | 計   |
| R3.8月<br>洪水 | 105                | 126 | 231 |



- ＜都道府県等の独自事業＞
- 県・市単独事業との連携
    - ・県: 堆積土除去、堤防かさ上げ
    - ・市: 内水対策(検討中)
  - ソフト対策
    - ・県: 中小河川の洪水浸水想定区域の指定、まるごとまちごとハザードマップの実施
    - ・市: 洪水ハザードマップの更新、立地適正化計画の策定
    - ・県・市: 特定都市河川指定等による流域治水の推進

- 【凡例】
- 要配慮者施設及び官公庁
  - 浸水重点事業区間
  - (R3.8月洪水)
  - 浸水範囲
  - ✕ 破堤箇所



※各施設は、今後実施する詳細な調査や検討等の結果により、変わる可能性もある

# 三次市

江の川流域水害対策協議会(第1回)



# 平成30年7月豪雨による浸水被害の状況

馬洗川の水位が上昇し、4つの支川(特に大谷川)から馬洗川へ流出しにくい状況になり、支川の水が越流部から畠敷の用水路へ流れ込み、地盤高が低い下流へ流れ浸水範囲が拡大



- ☒ : 排水樋門・樋管
- : 排水機場(内水排除)
- ▲ : 仮設ポンプ(内水排除)
- ▨ : 浸水範囲
- ← : 流出量の流れのイメージ

願万地排水機場  
【4m<sup>3</sup>/s】

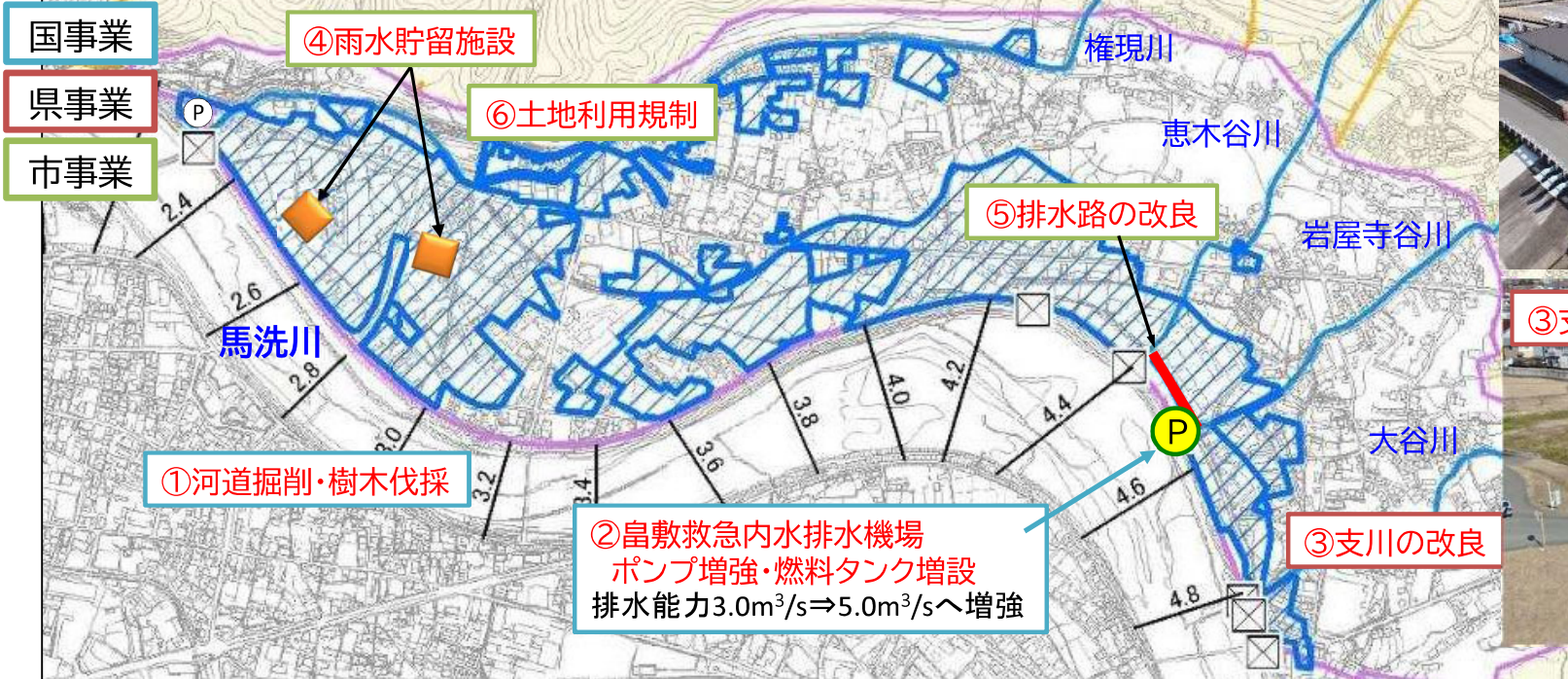
畠敷救急内水排水機場  
【3m<sup>3</sup>/s】



| 地区内の浸水被害状況 |      |
|------------|------|
| 床上浸水家屋     | 82戸  |
| 床下浸水家屋     | 145戸 |
| 合計         | 227戸 |

# 内水対策(国・県・市の三者連携によるハード・ソフト対策)

|   |   |
|---|---|
| 国 | ①江の川本川及び馬洗川の河道掘削及び樹木伐採<br>②畠敷救急内水排水機場ポンプ増強及び燃料タンク増設                           |
| 県 | ③馬洗川支川(大谷川)改良   |
| 市 | ④雨水貯留施設整備(2箇所)<br>⑤畠敷救急内水排水機場ポンプ増強に伴う排水路改良<br>⑥土地利用規制(三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例施行) |



# ● 三次市の事業(雨水貯留施設整備)

ハード  
対策

## 事業概要

事業箇所:三次市三次町願万地  
貯留容量:2~3万m<sup>3</sup>(※2箇所合計)  
完成時期:令和5年度予定

### ■ 貯留施設①

貯留量  $V=7,600\text{m}^3$

計画貯留深  $h=1.0\text{m}$

### ■ 貯留施設②

詳細検討中

### ■ 財源

緊急自然災害防止対策事業債



# 三次市の事業(土地利用規制)

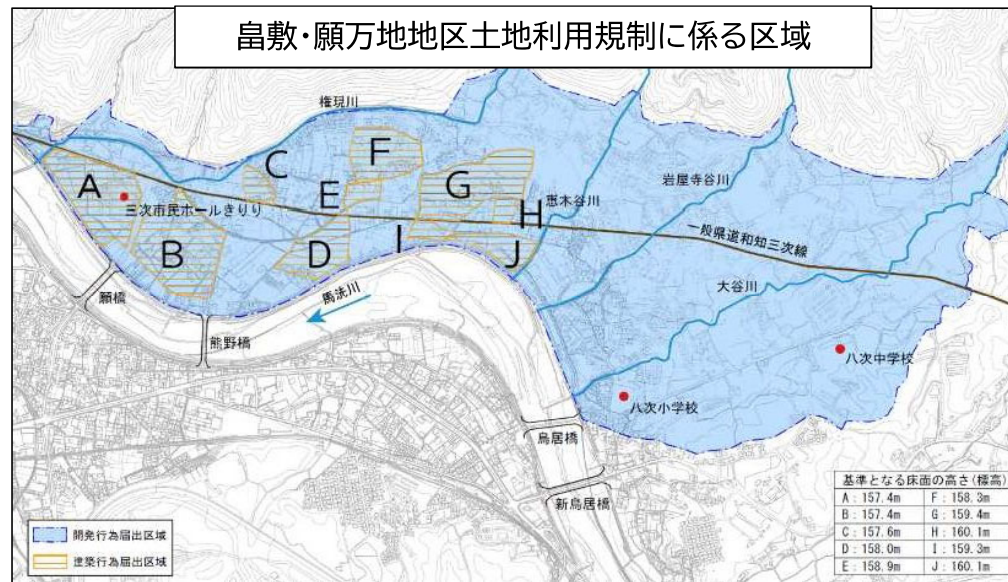
ソフト  
対策

- 平成30年7月豪雨により内水被害のあった畠敷・願万地地区は、交通利便性が高く三次中心部に近いことなどから、ハード対策後も宅地開発等が見込まれ、継続して内水浸水被害の軽減を図っていく取組が必要。
- そのため、三次市では、区域内における建築行為及び開発行為に対し、居室の床面の高さを一定以上とすることや雨水流出抑制施設を設置すること等を求める条例を整備。(令和3年4月1日制定, 10月1日施行)

## 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例の概要

### □ 条例の目的

内水氾濫による浸水被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の浸水被害の防止に関する必要な事項を定め、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与する。



## 住宅の浸水対策等

### □ 建築行為に関する浸水対策

- 床上浸水を防止するため、建築行為届出区域で行う住宅に関する建築行為について、居室の床面の高さを制限

### ■ 居室の床面の高さの制限イメージ



### □ 開発行為に関する浸水対策

- 下流域への雨水流出を抑えるため「開発行為届出区域」を設定し、一定規模以上(1,000m<sup>2</sup>)の開発行為について、雨水流出抑制施設の設置を義務化

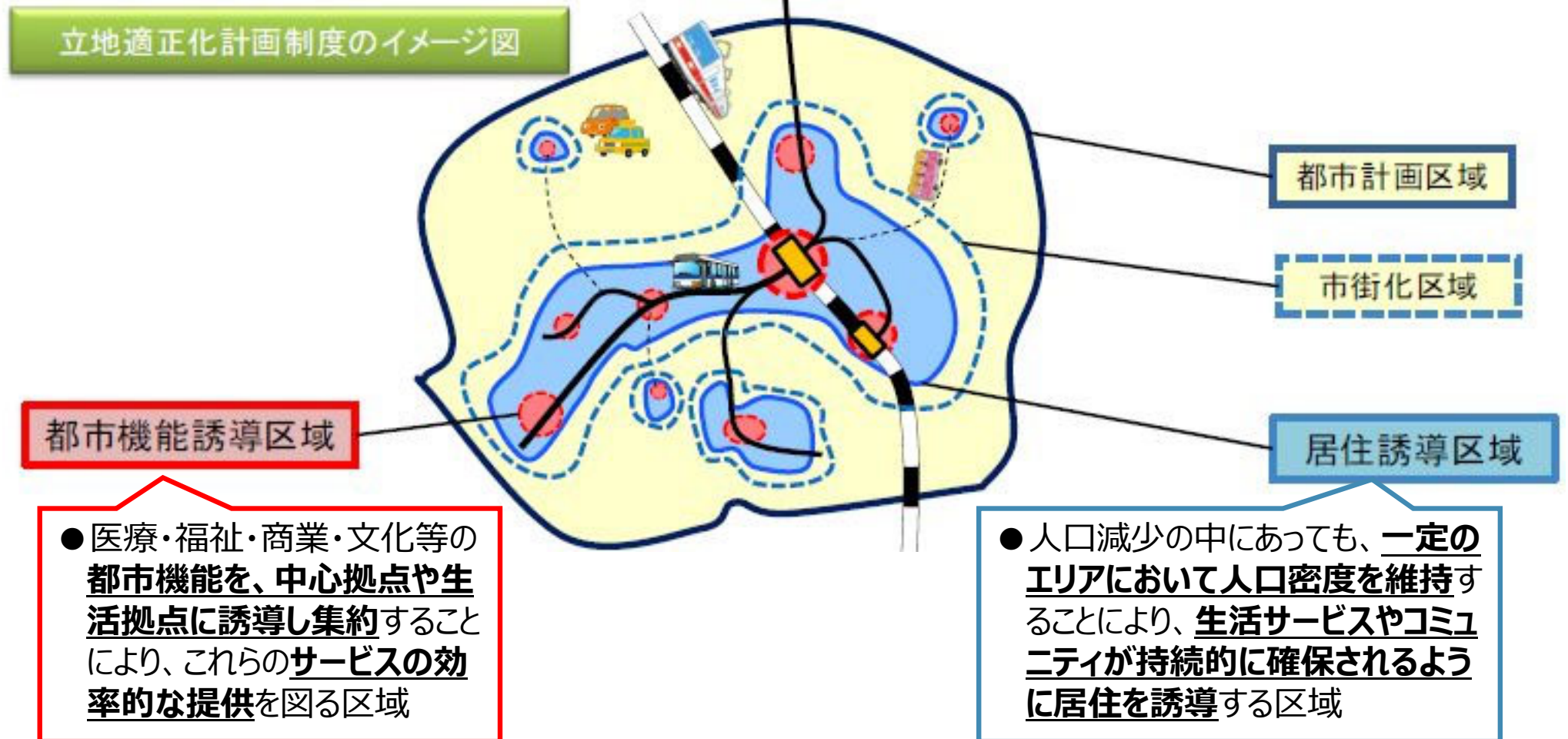
### ■ 雨水流出抑制施設のイメージ



# 安芸高田市

江の川流域水害対策協議会(第1回)

- 立地適正化計画とは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するために策定する計画であり、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され制度化されました。
- 制度上、**対象区域は都市計画区域内**に限定されており、生活に必要な商業・医療などの都市機能や、居住機能を誘導する区域を定め、誘導方法等を位置づけることで、人口密度を維持するための方針を定めます。



# 北広島町

江の川流域水害対策協議会(第1回)

## I. 現状と課題

**本町における稲作農業**は、法人化、大型化が図られてきたが、従事者の高齢化や**担い手不足が深刻化**している。

また、中山間地域特有の小規模な圃場が多く、法人等が多くの圃場を管理しなくてはならないことから、水管理や除草作業が十分に行われず、収穫量の減少や景観の悪化、水田の持つ多面的機能の低下など、法人等の経営や地域の環境に大きな影響を与えており、圃場の水管理と除草作業は作業負担が大きく、法人等の経営規模の拡大や、若い世代の農業への就農を阻害する要因となっている。

## II. 事業の目的

IoTを活用したスマート農業で、農作業の省力化・効率化を図ることで、法人等の経営規模の拡大や収益の増加による**若い世代の雇用を創出し、将来の担い手を育成**する。

また、農地の適正管理による、景観や防災機能を維持し、**町民の安心安全な暮らしを守る**。

## III. 実証実験概要

中山間地域の稲作農業における圃場の水管理、除草作業が大きな課題であり、農業従事者との意見交換でも、毎日の水管理が体力的、時間的に大きな負担となっていることが分かった。

まずは、**水管理**の省力化・効率化について**スマート農業**技術の導入効果について実証実験を行うこととした。

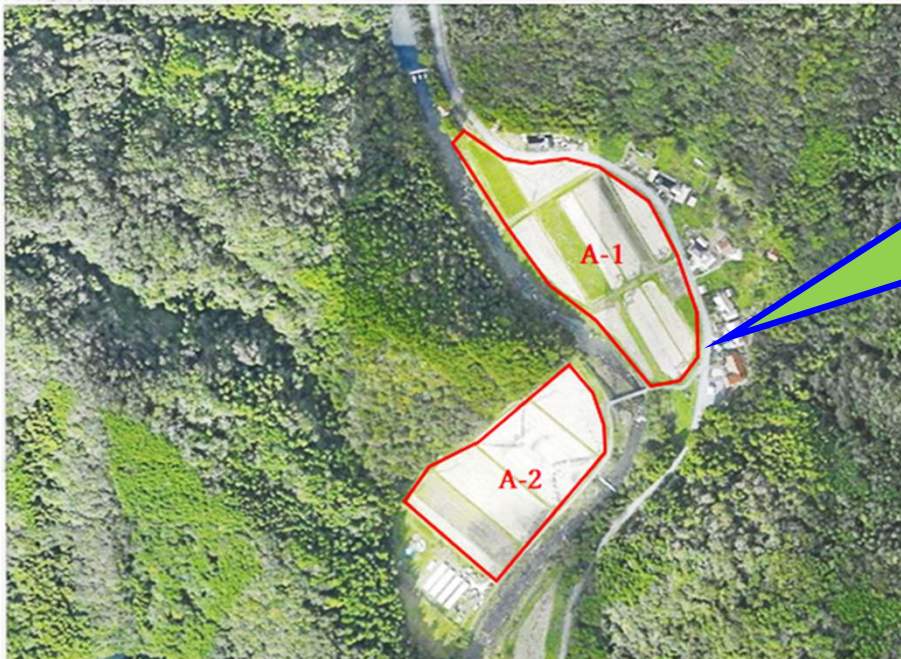
## IV. 実証実験場所

### 北広島町豊平地域の吉木地区をモデル地区に選定

(地区選定理由)

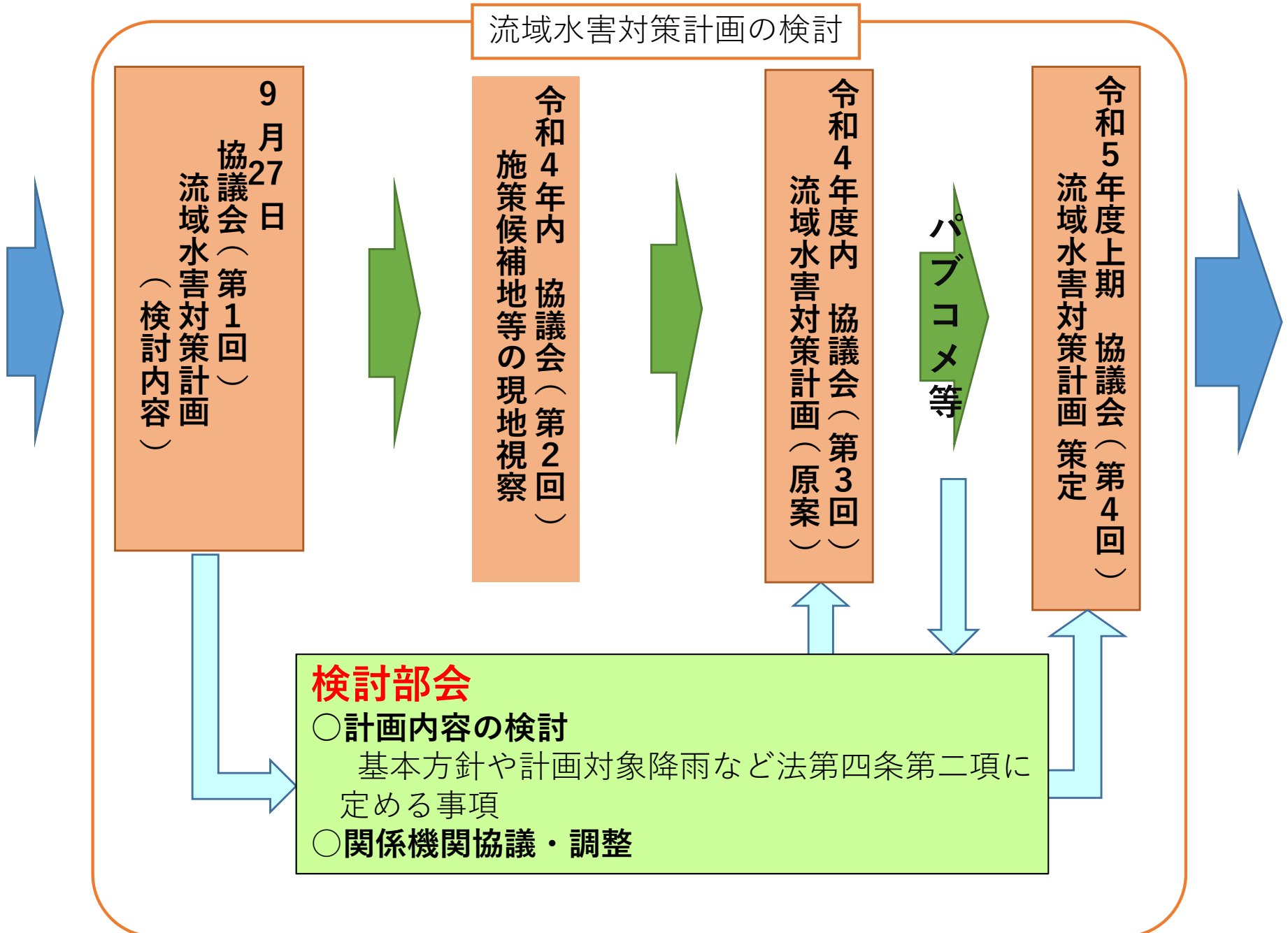
町としても、スマート農業技術の導入による大型農家の規模拡大や、法人化を推進していくこととしている。

吉木地区は、地区内の農地を複数の大型農家が耕作しており、高齢化が進行する中で将来的に法人を立ち上げ、地区内を1法人で経営していく将来像を掲げ取り組みを行っており、実証実験を行うことで法人化の実現性をさらに高めることが期待できる。





7月25日 特定都市河川指定



流域水害対策計画にもとづく 整備・対策の推進

※スケジュールは検討の進捗により変更する可能性があります。